

## 昭和二十七年総理府令第七十三号

### 地方公営企業法施行規則

地方公営企業法第三十条第三項及び地方公営企業法施行令第十六条第五項、第十九条及び第二十八条の規定に基づき、地方公営企業法施行規則を次のように定める。

#### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 勘定科目の区分（第三条―第七条）
- 第三章 資産等の評価等（第八条―第十二条）
- 第四章 減価償却（第十三条―第十八条）
- 第五章 消費税及び地方消費税の整理等（第十九条・第二十条）
- 第六章 繰延収益（第二十一条～第二十一条の三）
- 第七章 引当金（第二十二条）
- 第八章 表示
  - 第一節 損益の表示（第二十三条―第二十六条）
  - 第二節 資産又は負債の表示（第二十七条―第三十四条）
- 第九章 注記（第三十五条―第四十四条）
- 第十章 予算等の様式（第四十五条―第五十一条）
- 第十一章 雑則（第五十二条―第五十五条）

#### 附則

### 第一章 総則

#### （定義）

**第一条** この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 帳簿価額 地方公営企業の資産について貸借対照表（貸借対照表を備えつけるとき以前においては、これに準ずる帳簿書類）につけられる価額をいう。
- 二 帳簿原価 償却資産を取得し又は改良したときにおいて、当該償却資産を示す勘定に計上する価額をいう。
- 三 償却資産 土地、立木及び建設仮勘定を除く固定資産であつて、毎事業年度減価償却を行うべきものをいう。
- 四 取替資産 一定の資産が多量に同一の目的のために使用される固定資産であつて、毎事業年度使用に耐えなくなつたこれらの資産の一部がほぼ同じ数量ずつ取り替えられるものをいう。
- 五 定額法 固定資産の帳簿原価から残存価額を控除した金額に、その償却額が毎事業年度同一となるように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。
- 六 定率法 固定資産の帳簿価額に、その償却額が毎事業年度一定の割合で減減するように当該固定資産の耐用年数に応じた比率を乗じて計算した金額を各事業年度の償却額とする方法をいう。
- 七 取替法 固定資産の帳簿原価の百分の五十に達するまで定額法又は定率法により算出した減価償却額を各事業年度の費用とするとともに、当該固定資産が使用に耐えなくなつたためこれに代えて種類及び品質を同じくする新たな資産と取り替えた場合において、その新たな資産を取得したときの価額をその取り替えた事業年度の費用に算入する方法をいう。
- 八 たな卸資産 貯蔵品、製品、半製品その他これらに類する流動資産をいう。
- 九 継続記録法 たな卸資産を受払の都度種類別に数量及び価額を記録する方法をいう。
- 十 個別法 たな卸資産の受払について種類ごとに個々の単価別に整理する方法をいう。
- 十一 先入先出法 購入単価の異なるたな卸資産を払い出す場合、購入時期の古いたな卸資産の順に当該たな卸資産に係る単価により払い出し、比較的購入時期の新たなたな卸資産に係る単価のものを残す方法をいう。
- 十二 移動平均法 たな卸資産を異なる単価で購入した場合、これらを区別することなく、数量及び価額を前の残高に加え、平均して新単価を算出し、これをその後の払出単価とし、以下同様の方法を継続して整理する方法をいう。
- 十三 リース物件 リース契約により使用する物件をいう。
- 十四 ファイナンス・リース取引 リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができないリース取引又はこれに準ずるリース取引であつて、リース物件の借主が、当該リース物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ、当該リース物件の使用に伴つて生じる費用等を実質的に負担することとなるものをいう。
- 十五 オペレーティング・リース取引 ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。

#### （会計規程）

**第二条** 地方公営企業の管理者は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号。以下「法」という。）第十条の規定による企業管理規程で当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めなければならない。

2 前項の会計規程は、法第三条に規定する基本原則に鑑み、地方公営企業の能率的な運営と適正な経理に役立つように定めなければならない。

### 第二章 勘定科目の区分

#### （勘定科目の区分）

**第三条** 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表に準じて区分しなければならない。

2 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の勘定科目は、この章及び別表第一号に定める勘定科目表並びに民間事業の勘定科目の区分を考慮して区分しなければならない。

#### （損益勘定の区分）

**第四条** 損益勘定のうち収益勘定は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

- 一 営業収益
- 二 営業外収益
- 三 特別利益

2 特別利益に属する利益は、固定資産売却益、過年度損益修正益及びその他特別利益の項目の区分に従い、細分しなければならない。

3 損益勘定のうち費用勘定は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

- 一 営業費用
- 二 営業外費用
- 三 特別損失
- 4 特別損失に属する損失は、固定資産売却損、減損損失、災害による損失、過年度損益修正損及びその他特別損失の項目の区分に従い、細分しなければならない。
- 5 第二項及び前項の規定にかかわらず、第二項又は前項の各利益又は各損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は当該損失を細分しないこととすることができる。
- 6 損益勘定の各項目は、当該項目に係る収益若しくは費用又は利益若しくは損失を示す適当な名称を付さなければならない。

(資産勘定の区分)

**第五条** 固定資産は、次の各号に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

- 一 有形固定資産
  - 二 無形固定資産
  - 三 投資その他の資産
- 2 次の各号に掲げる資産は固定資産に属するものとし、それぞれ当該各号に定める項目に属するものとする。
- 一 次に掲げる資産（ただし、イからチまでに掲げる資産については、事業の用に供するものに限る。） 有形固定資産
    - イ 土地
    - ロ 建物及び附属設備
    - ハ 構築物（土地に定着する土木設備又は工作物をいう。以下同じ。）
    - ニ 機械及び装置並びにその他の附属設備
    - ホ 船舶及び水上運搬具
    - ヘ 鉄道車両、自動車その他の陸上運搬具
    - ト 工具、器具及び備品（耐用年数が一年以上のものに限る。）
    - チ リース資産（当該地方公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がイからトまで及びヌに掲げるものである場合に限る。）
    - リ 建設仮勘定（ロからトまでに掲げる資産であつて、事業の用に供するものを建設した場合における支出した金額及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
    - ヌ その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの
  - 二 次に掲げる資産 無形固定資産
    - イ 営業権
    - ロ 借地権
    - ハ 地上権
    - ニ 特許権
    - ホ 商標権
    - ヘ 実用新案権
    - ト 意匠権
    - チ 鉱業権
    - リ 漁業権
    - ヌ ソフトウェア
    - ル リース資産（当該地方公営企業がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産であつて、当該リース物件がロからヌまで及びヲに掲げるものである場合に限る。）
    - ヲ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの
  - 三 次に掲げる資産 投資その他の資産
    - イ 投資有価証券（一年内（当該事業年度の末日の翌日から起算して一年以内の日をいう。以下同じ。）に満期の到来する有価証券を除く。）
    - ロ 出資金
    - ハ 長期貸付金
    - ニ 基金
    - ホ 長期前払消費税
    - ヘ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権（以下この条において「破産更生債権等」という。）であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの
    - ト その他の固定資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
    - チ 有形固定資産若しくは無形固定資産、流動資産又は繰延資産に属しない資産
- 3 流動資産は、適当な項目に細分しなければならない。
- 4 次の各号に掲げる資産は、流動資産に属するものとする。
- 一 現金及び預金（一年内に期限の到来しない預金を除く。）
  - 二 売買目的有価証券（時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。）及び一年内に満期の到来する有価証券
  - 三 受取手形（地方公営企業の通常の業務活動において発生した手形債権（破産更生債権等であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものを除く。）をいう。）
  - 四 未収金（地方公営企業の通常の業務活動において発生した未収金（当該未収金に係る債権が破産更生債権等であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該未収金を除く。）をいう。）
  - 五 たな卸資産
  - 六 前払金（原材料及び商品等（これらに準ずるものを含む。）の購入のための前払金（当該前払金に係る債権が破産更生債権等であつて、一年内に弁済を受けることができないことが明らかなものである場合における当該前払金を除く。）をいう。）
  - 七 前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの
  - 八 未収収益であつて、一年内に対価の支払を受けるべきもの
  - 九 その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

5 資産勘定の各項目は、当該項目に係る資産を示す適当な名称を付さなければならない。

(資本勘定の区分)

**第六条** 資本勘定のうち剰余金は、適当な項目に細分しなければならない。

2 次の各号に掲げる剰余金は、資本剰余金に属するものとする。

- 一 再評価積立金
- 二 受贈財産評価額（償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。）
- 三 寄附金（償却資産以外の固定資産の取得又は改良に充てるためのものに限る。）
- 四 その他の剰余金であつて、資本剰余金に属する剰余金とすべきもの

3 次の各号に掲げる剰余金は、利益剰余金に属するものとする。

- 一 積立金
- 二 未処分利益剰余金

4 資本勘定のうち剰余金の各項目は、当該項目に係る剰余金を示す適当な名称を付さなければならない。

(負債勘定の区分)

**第七条** 負債勘定の各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

2 次の各号に掲げる負債は、固定負債に属するものとする。

- 一 建設若しくは改良に要する経費又は地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）第十二条に規定する公営企業の建設又は改良に要する経費に準ずる経費（以下この項及び次項において「建設改良費等」という。）の財源に充てるために起こした企業債（一年内に償還期限の到来するものを除く。次号において同じ。）
- 二 前号以外の企業債
- 三 建設改良費等の財源に充てるためにした一般会計又は他の特別会計からの長期借入金（一年内に返済期限の到来するものを除く。次号において同じ。）
- 四 前号以外の一般会計又は他の特別会計からの長期借入金
- 五 引当金（資産に係る引当金及び次項第十一号に掲げる引当金を除く。）
- 六 ファイナンス・リース取引におけるリース債務であつて、次項第十二号に掲げるもの以外のもの
- 七 その他の負債であつて、流動負債又は繰延収益に属しないもの

3 次の各号に掲げる負債は、流動負債に属するものとする。

- 一 一時借入金（法第二十九条第一項の規定による借入金をいう。）
- 二 建設改良費等の財源に充てるために起こした企業債（一年内に償還期限の到来するものに限る。次号において同じ。）
- 三 前号以外の企業債
- 四 建設改良費等の財源に充てるためにした一般会計又は他の特別会計からの長期借入金（一年内に返済期限の到来するものに限る。次号において同じ。）
- 五 前号以外の一般会計又は他の特別会計からの長期借入金
- 六 未払金（地方公営企業の通常の業務活動において発生した未払金をいう。）
- 七 地方公営企業の通常の業務活動に関連して発生した未払金又は預り金であつて、一般の取引慣行として発生後短期間に支払われるもの
- 八 未払費用で一年内に対価の支払をすべきもの
- 九 前受金（受注品等に対する前受金をいい、工事負担金等を除く。）
- 十 前受収益で一年内に収益となるべきもの
- 十一 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）
- 十二 ファイナンス・リース取引におけるリース債務であつて、一年内に期限が到来するもの
- 十三 その他の負債であつて、一年内に支払われ、又は返済されると認められるもの

4 次の各号に掲げる負債は、繰延収益に属するものとする。

- 一 地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号。以下「令」という。）第二十六条第一項に規定する、償却資産の取得又は改良に充てるための補助金、負担金その他これらに類するもの（以下この条及び第二十一条において「補助金等」という。）をもって償却資産を取得し又は改良した場合における当該補助金等
- 二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号。以下「民間資金法」という。）第十九条第一項の規定により公共施設等運営権を設定した場合において、当該公共施設等運営権の設定の対価として収受するもの
- 三 民間資金法第九条第四号に規定する公共施設等運営権者が、同法第二十二条第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に基づき償却資産を取得し又は改良した場合において、当該償却資産の取得又は改良に要した額のうち当該公共施設等運営権者が負担するもの（同法第十七条第三号に規定する公共施設等運営権の存続期間（以下「運営権設定期間」という。）の終了時において当該償却資産に係る精算金が支払われる場合は、当該公共施設等運営権者が負担する額から当該精算金の額を控除したもの）

5 負債勘定の各項目は、当該項目に係る負債を示す適当な名称を付さなければならない。

### 第三章 資産等の評価等

(資産の評価)

**第八条** 資産については、この省令に別段の定めがある場合を除き、その取得原価又は出資した金額をもつて帳簿価額としなければならない。

2 譲与、贈与その他無償で取得した資産については、公正な評価額をもつて取得原価とする。

3 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日において、帳簿価額として当該各号に定める価格を付さなければならない。

- 一 第三号及び第四号に掲げる資産以外の資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より著しく低いもの（当該資産の時価がその時の帳簿価額まで回復すると認められるものを除く。） 事業年度の末日における時価
- 二 固定資産であつて、事業年度の末日において予測することができない減損が生じたもの又は減損損失を認識すべきもの その時の帳簿価額から当該生じた減損による損失又は認識すべき減損損失の額を減額した額
- 三 たな卸資産であつて、事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低いもの（重要性の乏しいものを除く。） 事業年度の末日における時価
- 四 満期まで所有する意図をもつて保有する債券以外の有価証券 事業年度の末日における時価

4 償却資産の帳簿価額は、帳簿原価から既に行つた減価償却累計額を控除した額とする。

- 5 償却資産について第三項第一号又は第二号に定める価格を帳簿価額とした場合には、当該償却資産の事業年度の末日における帳簿原価についても当該価格とされたものとする。
- 6 債権については、その取得原価が債権金額と異なる場合その他相当の理由がある場合には、適正な価格を付すことができる。
- 7 次の各号に掲げる資産については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
- 一 事業年度の末日における時価がその時の帳簿価額より低い資産
  - 二 前号に掲げる資産のほか、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な資産  
(固定資産の滅失等)
- 第九条** 固定資産が滅失し、若しくは償還され、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄したときは、その都度、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならない。
- 2 固定資産を撤去した場合において、撤去物件のうち、再使用の可能なものについては、当該撤去物件の帳簿価額以内でこれをたな卸資産に振り替えるものとする。  
(たな卸資産の毀損等)
- 第十条** たな卸資産が毀損、変質又は滅失によりその価値を減少したときは、それらの割合に応じてその帳簿価額を減額しなければならない。
- (たな卸資産の受払)
- 第十一条** たな卸資産の受払は、継続記録法によつて行い、個別法によるものを除き、先入先出法又は移動平均法のうちいずれか一の方法によつて整理し、かつ、これを継続して適用しなければならない。
- (負債の評価)
- 第十二条** 負債については、次項及び第三項の規定による場合を除き、債務額をもつて帳簿価額としなければならない。
- 2 次の各号に掲げる負債については、事業年度の末日において適正な価格を付さなければならない。
- 一 退職給付引当金（企業職員に支給する退職手当に係る事業年度の末日において繰り入れるべき引当金をいい、当該地方公営企業において負担すべきものに限る。）のほか、第二十二条の規定により計上すべき引当金
  - 二 払込みを受けた金額が債務額と異なる企業債
- 3 事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことが適当な負債については、事業年度の末日においてその時の時価又は適正な価格を付すことができる。
- 第四章 減価償却**
- (減価償却)
- 第十三条** 償却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとする。ただし、償却資産のうち管理者の定めるものにあつては、取替資産として計理することができる。
- (固定資産の減価償却の方法)
- 第十四条** 償却資産のうち有形固定資産の減価償却は、別表第二号に定める種類の区分ごとに定額法又は定率法（平成十年四月一日以後に取得した建物にあつては、定額法）によつて行うものとし、無形固定資産の減価償却は、定額法によつて行うものとする。
- 2 前条ただし書に規定する取替資産の減価償却は、前項の規定にかかわらず、取替法によつて行うことができる。
- 3 法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業の有形固定資産の減価償却について第一項の規定により難い特別の理由があるときは、管理者は、別に減価償却の方法を定めることができる。この場合において、当該減価償却の方法は、当該有形固定資産の種類、構造、属性、使用状況等から、当該有形固定資産の減価償却に適合する方法でなければならない。  
(有形固定資産の減価償却額)
- 第十五条** 償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によつて行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によつて行う場合にあつては当該有形固定資産の当該事業年度開始の時における帳簿価額に、それぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数（この項及び第四項において「法定耐用年数」という。）（第八条第五項の規定により当該有形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、法定耐用年数から当該有形固定資産の減価償却を行つた年数を控除して得た年数とする。）に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までに行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。
- 2 地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合においては、償却資産のうち、直接その営業の用に供する有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した金額に、当該金額に百分の五十を超えない範囲内において企業管理規程で定めた率を乗じて算出した金額を加えた金額とすることができる。
- 3 償却資産である有形固定資産で、その帳簿価額が帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した次の各号に掲げるものが、なお事業の用に供されている場合においては、第一項の規定にかかわらず、当該有形固定資産について、その帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から当該有形固定資産が使用不能となると認められる事業年度までの各事業年度において、その帳簿価額が一円に達するまで減価償却を行うことができる。この場合における当該有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、帳簿原価の百分の五に相当する金額から一円を控除した金額を、帳簿原価の百分の五に相当する金額に達した事業年度の翌事業年度から使用不能となると認められる事業年度までの年数で除して得た金額とする。
- 一 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、れんが造、石造及びブロック造の建物
  - 二 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、コンクリート造、れんが造、石造及び土造の構築物及び装置
- 4 第一項の場合において、法定耐用年数により難い特別の理由として次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、管理者は、当該有形固定資産の使用可能期間をもつて耐用年数とすることができる。
- 一 当該有形固定資産の材質又は製作方法がこれと種類及び構造を同じくする他の償却資産の通常材質又は製作方法と著しく異なることにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと。
  - 二 当該有形固定資産の存する地盤が隆起し、又は沈下したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。
  - 三 当該有形固定資産が陳腐化したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。
  - 四 当該有形固定資産がその使用される場所の状況に起因して著しく腐食したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。
  - 五 当該有形固定資産が通常の修理又は手入れをしなかつたことに起因して著しく損耗したことにより、その使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこととなつたこと。

- 六 その他前各号に掲げる事由に準じる事由により、当該有形固定資産の使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いこと又は短いこととなったこと。
- 5 各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。
- 6 地方公営企業の償却資産のうち有形固定資産の償却額に相当する金額は、当該資産の価額を減額する場合を除く外、これを減額してはならない。
- 7 償却資産のうち有形固定資産を一体として減価償却を行う場合で当該有形固定資産を撤去して、それに対応する減価償却累計額を減額するときの額は、当該撤去の直前の事業年度末の減価償却累計額に、当該撤去資産の価額の同事業年度末の減価償却の対象となる有形固定資産の総額に対する割合を乗じて算出する。
- (無形固定資産の減価償却額)

**第十六条** 償却資産のうち無形固定資産の各事業年度の減価償却額は、当該無形固定資産の当該事業年度開始の時ににおける帳簿原価に別表第三号に定める耐用年数（第八条第五項の規定により当該無形固定資産の帳簿原価が同条第三項第一号又は第二号に定める価格とされた場合には、当該耐用年数から当該無形固定資産の減価償却を行った年数を控除して得た年数とする。）に応じ別表第四号に定める償却率を乗じて算出した金額とする。

- 2 前条第二項の規定は、前項の規定にかかわらず、地方公営企業の経営の健全性を確保するため必要がある場合において、直接その営業の用に供する無形固定資産の各事業年度の減価償却額を算出するときに準用する。
- 3 前条第四項の規定は、第一項の場合において別表第三号に定める耐用年数により難い特別の理由があるときに準用する。
- 4 各事業年度の中途において取得した無形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ取得の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。
- (リース資産の減価償却の方法等)

**第十七条** 償却資産のうちリース資産（ファイナンス・リース取引のうち、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に係る資産に限る。）の減価償却は、第十四条第一項の規定にかかわらず、定額法によつて行うものとする。

- 2 前項の場合においては、第十五条第一項中「帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額」とあるのは「帳簿原価」と、「当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と、「金額とする。ただし、有形固定資産の減価償却額は、当該有形固定資産の帳簿原価から当該帳簿原価の百分の五に相当する金額を控除した金額から前事業年度までにおいて行つた減価償却累計額を控除した金額を超えることはできない。」とあるのは「金額とする。」と、前条第一項中「別表第三号に定める耐用年数」とあるのは「リース契約に基づくリース期間」と読み替えてこれらの規定を適用する。
- (投資その他の資産の減価償却の方法等)

**第十八条** 償却資産のうち投資その他の資産の各事業年度の減価償却は、その資産の種類に従い、第十四条及び第十五条又は第十六条の規定の例により行わなければならない。

#### 第五章 消費税及び地方消費税の整理等

(消費税及び地方消費税の整理)

**第十九条** 消費税法（昭和六十三年法律第八号）第二条第一項に規定する課税資産の譲渡等、課税貨物又は課税仕入れに係る消費税及び地方消費税に相当する額については、仮払消費税及び地方消費税勘定又は仮受消費税及び地方消費税勘定をもつて整理するものとする。ただし、同法第九条第一項の規定により、消費税を納める義務が免除される者については、この限りではない。

(資産に係る控除対象外消費税額)

**第二十条** 資産に係る控除対象外消費税額が生じた場合においては、当該控除対象外消費税額の全部又は一部を長期前払消費税勘定に整理することができる。

- 2 前項の長期前払消費税勘定は、当該長期前払消費税勘定を設けた事業年度の翌事業年度以降二十事業年度以内に毎事業年度均等額以上を償却しなければならない。
- 3 第一項の資産に係る控除対象外消費税額とは、消費税法第十九条第一項に規定する課税期間につき同法第三十条第一項の規定の適用を受ける場合で、同条第二項に規定する課税仕入れ等の税額のうち、同条第一項の規定による控除をすることができない額で資産に係るものの合計額をいう。

#### 第六章 繰延収益

(長期前受金)

**第二十一条** 第七条第四項第一号に規定する補助金等の額は、長期前受金勘定に整理するものとする。

- 2 長期前受金は、令第二十六条第二項に定める場合のほか、補助金等により取得し又は改良した償却資産の帳簿価額を第八条第三項第二号の規定により減額する場合において、当該償却資産の帳簿価額を減額した額に相当する額に減額する日の直前における当該償却資産の帳簿価額に対する同日の直前における当該償却資産に係る長期前受金の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。これらの場合において、当該償却した額に相当する額が、償却資産の減価償却又は除却に伴うものであるときは当該事業年度の営業外収益として、第八条第三項第二号の規定による償却資産の帳簿価額の減額に伴うものであるときは当該事業年度の特別利益として整理するものとする。

- 3 企業債（償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。）の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から繰入れを行つた場合においては、当該繰入金の額について、前二項に規定する補助金等の例により整理するものとする。ただし、各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該一般会計又は他の特別会計からの繰入金の額との差額が重要でないときは、この限りでない。

- 4 令第二十六条第一項の総務省令で定めるものは、建設仮勘定とする。

(繰延運営権対価)

**第二十一条の二** 第七条第四項第二号に規定する公共施設等運営権の設定の対価として收受するものの額は、繰延運営権対価勘定に整理するものとする。

- 2 繰延運営権対価は、収益の実現に応じて運営権設定期間にわたつて償却しなければならない。この場合において、当該償却した額に相当する額は営業収益に整理するものとする。

(運営権者更新投資)

**第二十一条の三** 第七条第四項第三号に規定する償却資産の取得又は改良に要した額のうち公共施設等運営権者が負担するものの額は、運営権者更新投資勘定に整理するものとする。

- 2 運営権者更新投資は、第九条又は第十三条の規定により公共施設等運営権者が公共施設等運営権実施契約に基づき取得し又は改良した償却資産の減価償却又は除却を行う場合において、当該償却資産の帳簿価額を減額した額に相当する額に減額する日の直前における当該

償却資産の帳簿価額に対する同日の直前における当該償却資産に係る運営権者更新投資の額の割合を乗じて得た額を償却しなければならない。ただし、運営権設定期間の残存期間が当該償却資産の耐用年数より短い場合においては、当該残存期間にわたって第十四条及び第十五条に規定する当該償却資産の償却方法の例により償却するものとする。

- 3 運営権設定期間の終了の日の属する事業年度において帳簿価額が一円以上の運営権者更新投資については、当該事業年度に当該帳簿価額に相当する額を償却するものとする。
- 4 前二項の場合においては、償却した額に相当する額を当該事業年度の営業収益として整理するものとする。

## 第七章 引当金

(引当金)

**第二十二條** 将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であつて、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができると認められるものは、当該金額を引当金として予定貸借対照表等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定貸借対照表及び法第三十条第九項に規定する貸借対照表をいう。以下同じ。）に計上し、当該事業年度の負担に帰すべき引当額を費用に計上しなければならない。

## 第八章 表示

### 第一節 損益の表示

(損益の表示)

**第二十三條** 予定損益計算書等（令第十七条の二第一項第六号に掲げる予定損益計算書及び法第三十条第九項に規定する損益計算書をいう。以下同じ。）における損益の表示については、この節に定めるところによらなければならない。

(営業損益金額)

**第二十四條** 営業収益から営業費用を減じて得た額（以下「営業損益金額」という。）は、営業利益金額として表示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を営業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

**第二十五條** 営業損益金額に営業外収益を加えて得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を経常損失金額として表示しなければならない。

(当年度純損益金額)

**第二十六條** 経常損益金額に特別利益を加えて得た額から特別損失を減じて得た額（次項において「当年度純損益金額」という。）は、当年度純利益金額として表示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、当年度純損益金額が零未満である場合には、零から当年度純損益金額を減じて得た額を当年度純損失金額として表示しなければならない。

### 第二節 資産又は負債の表示

(資産又は負債の表示)

**第二十七條** 予定貸借対照表等における資産又は負債のうち次条から第三十四条までに掲げるものの表示については、この節に定めるところによらなければならない。

(資産に係る引当金の表示)

**第二十八條** 各資産に係る引当金は、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は流動資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、各資産に係る引当金は、当該各資産の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各資産の帳簿価額として表示することができる。

(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示)

**第二十九條** 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。ただし、当該減価償却累計額を予定貸借対照表等に注記しなければならない。

(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示)

**第三十條** 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各有形固定資産の帳簿価額として表示しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもつて表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

(無形固定資産の表示)

**第三十一條** 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各無形固定資産の帳簿価額として表示しなければならない。

(投資その他の資産の表示)

**第三十二條** 各投資その他の資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、その資産の種類に従い、前三条の規定の例により表示しなければならない。

(繰延資産の表示)

**第三十三條** 各繰延資産を償却した額の累計額は、当該各繰延資産の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各繰延資産の帳簿価額として表示しなければならない。

(繰延収益に対する収益化累計額の表示)

**第三十四條** 各繰延収益を償却した額の累計額は、当該各繰延収益の項目に対する控除項目として、収益化累計額の項目をもつて表示しなければならない。ただし、これらの繰延収益に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、各繰延収益を償却した額の累計額は、当該各繰延収益の帳簿価額から直接控除し、その控除して得た額を当該各繰延収益の帳簿価額として表示することができる。ただし、当該各繰延収益を償却した額の累計額を予定貸借対照表等に注記しなければならない。

### 第九章 注記

(注記の区分)

**第三十五条** 会計に関する書類（法第二十五条の予算に関する説明書並びに法第三十条第九項の決算について作成すべき書類、同条第一項の決算に併せて提出しなければならない書類及び同条第六項の決算を議会の認定に付するに当たって併せて提出しなければならない書類をいう。以下同じ。）には、次の各号に規定する事項のうちそれぞれ関係するものを注記し、又はこれらの事項を注記した書類を添付しなければならない。

- 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 二 令第十七条の二第一項第二号に掲げる予定キャッシュ・フロー計算書及び令第二十三条に規定するキャッシュ・フロー計算書（以下「予定キャッシュ・フロー計算書等」という。）に関する注記
- 三 予定貸借対照表等に関する注記
- 四 セグメント情報に関する注記
- 五 減損損失に関する注記
- 六 リース契約により使用する固定資産に関する注記
- 七 重要な後発事象に関する注記
- 八 その他の注記

(注記の方法)

**第三十六条** 予定キャッシュ・フロー計算書等、予定損益計算書等又は予定貸借対照表等の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

**第三十七条** 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、会計に関する書類の作成のために採用している会計処理の基準及び手続並びに表示方法その他会計に関する書類の作成のための基本となる事項（次項において「会計方針」という。）であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 資産の評価基準及び評価方法（第八条第三項第二号の規定に基づく固定資産の評価に係る評価基準及び評価方法を除く。）
- 二 固定資産の減価償却の方法
- 三 引当金の計上方法
- 四 収益及び費用の計上基準
- 五 その他会計に関する書類の作成のための基本となる重要な事項

2 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める事項（重要性の乏しいものを除く。）は、重要な会計方針に関する注記とする。

- 一 会計処理の基準又は手続を変更したとき 当該変更をした旨、当該変更の理由及び当該変更が会計に関する書類に与えている影響の内容
- 二 表示方法を変更したとき 当該変更の内容

(予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記)

**第三十八条** 予定キャッシュ・フロー計算書等に関する注記は、重要な非資金取引（資金の増加又は減少を伴わない取引であつて、かつ、翌事業年度以降のキャッシュ・フローに重要な影響を与えるものをいう。）の内容とする。

(予定貸借対照表等に関する注記)

**第三十九条** 予定貸借対照表等に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- 一 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
  - イ 資産が担保に供されていること
  - ロ 資産の内容及びその金額
  - ハ 担保に係る債務の金額
- 二 企業債の償還に要する資金の全部又は一部を一般会計又は他の特別会計において負担することを定めている場合には、その内容及び金額
- 三 保証債務、重要な係争事件に係る損害賠償義務その他これらに準ずる債務（予定貸借対照表等の負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

(セグメント情報に関する注記)

**第四十条** セグメント情報に関する注記は、地方公営企業を構成する一定の単位（以下この条において「報告セグメント」という。）に関する事項であつて、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 報告セグメントの概要
- 二 報告セグメントごとの営業収益、営業費用、営業損益金額、経常損益金額、資産、負債その他の項目の金額

2 報告セグメントの区分は、法第十条の規定による企業管理規程（企業管理規程を定めていない地方公営企業にあつては、当該地方公営企業の会計事務の処理に関し必要な会計規程を定めた規則その他これに準ずるもの）で定めるものとする。

(減損損失に関する注記)

**第四十一条** 減損損失に関する注記は、次の各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 減損の兆候が認められた固定資産又は固定資産グループ（複数の固定資産が一体となつてキャッシュ・フローを生み出す場合における当該固定資産の集まりであつて最小のものをいう。以下この条において同じ。）（減損損失を認識したものを除く。）がある場合における当該固定資産又は固定資産グループに関する次に掲げる事項
  - イ 固定資産グループがある場合には、当該固定資産グループに係る固定資産をグループ化した方法
  - ロ 当該固定資産又は固定資産グループの用途、種類、場所その他当該固定資産又は固定資産グループの内容を理解するために必要と認められる事項の概要
  - ハ 認められた減損の兆候の概要
  - ニ 減損損失を認識するに至らなかつた理由
- 二 減損損失を認識した固定資産又は固定資産グループがある場合における当該固定資産又は固定資産グループに関する次に掲げる事項
  - イ 前号イ及びロに掲げる事項
  - ロ 減損損失を認識するに至つた経緯

- ハ 減損損失の金額及び主な固定資産の種類ごとの当該金額の内訳
- ニ 回収可能価額（固定資産又は固定資産グループの正味売却価額（固定資産又は固定資産グループの時価から処分費用見込額を控除した金額をいう。）又は使用価値（固定資産又は固定資産グループの継続的使用と使用後の処分によつて生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値をいう。）のいずれか高い額をいう。）が正味売却価額の場合にはその旨及び時価の算定方法、回収可能価額が使用価値の場合にはその旨及び割引率

（リース契約により使用する固定資産に関する注記）

**第四十二条** リース契約により使用する固定資産に関する注記は、次の各号に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）とする。

- 一 ファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である地方公営企業が当該ファイナンス・リース取引について通常の売買取引に係る方法に準じて会計処理を行っていない場合における当該ファイナンス・リース取引に係る当該事業年度の末日における未経過リース料相当額
- 二 オペレーティング・リース取引（リース契約に基づくリース期間の中途において当該リース契約を解除することができるものを除く。）に係る当該事業年度の末日における未経過リース料相当額  
（重要な後発事象に関する注記）

**第四十三条** 重要な後発事象に関する注記は、当該事業年度の末日の翌日以後において、翌事業年度以降の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象に関する事項とする。

（その他の注記）

**第四十四条** その他の注記は、第三十七条から前条までに掲げるもののほか、予定キャッシュ・フロー計算書等、予定貸借対照表等又は予定損益計算書等により地方公営企業の財産、損益又はキャッシュ・フローの状況を正確に判断するために必要な事項とする。

#### 第十章 予算等の様式

（予算の様式）

**第四十五条** 令第十七条第三項に規定する同条第一項の予算の様式は、別記第一号様式に準ずるものとする。

（予算の実施計画等の様式）

**第四十六条** 令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- 一 予算の実施計画 別記第二号様式
- 二 給与費明細書 別記第三号様式
- 三 継続費に関する調書 別記第四号様式
- 四 債務負担行為に関する調書 別記第五号様式
- 2 令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第二号の予定キャッシュ・フロー計算書の様式は、第四十九条の規定によるキャッシュ・フロー計算書の様式に準ずるものとする。
- 3 令第十七条の二第二項に規定する同条第一項第六号の予定貸借対照表及び予定損益計算書の様式は、それぞれ第四十八条の規定による貸借対照表及び損益計算書の様式に準ずるものとする。  
（継続費繰越計算書等の様式）

**第四十七条** 令第十八条の二第三項及び令第十九条に規定する継続費繰越計算書、継続費精算報告書及び繰越計算書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- 一 継続費繰越計算書 別記第六号様式
- 二 継続費精算報告書 別記第七号様式
- 三 繰越計算書 別記第八号様式

（決算報告書等の様式）

**第四十八条** 法第三十条第九項に規定する決算報告書、損益計算書、剰余金計算書又は欠損金計算書、剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書及び貸借対照表並びに同条第一項に規定する事業報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- 一 決算報告書 別記第九号様式
- 二 損益計算書 別記第十号様式
- 三 剰余金計算書又は欠損金計算書 別記第十一号様式
- 四 剰余金処分計算書又は欠損金処理計算書 別記第十二号様式
- 五 貸借対照表 別記第十三号様式
- 六 事業報告書 別記第十四号様式

（キャッシュ・フロー計算書等の様式）

**第四十九条** 令第二十三条に規定するキャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式に準ずるものとする。

- 一 キャッシュ・フロー計算書 別記第十五号様式
- 二 収益費用明細書 別記第十六号様式
- 三 固定資産明細書 別記第十七号様式
- 四 企業債明細書 別記第十八号様式

（試算表等の様式）

**第五十条** 法第三十一条に規定する試算表の様式は、別記第十九号様式に準ずるものとする。

（法適用状況異動報告書の様式）

**第五十一条** 令第二十八条第三項に規定する報告の様式は、別記第二十号様式に準ずるものとする。

#### 第十一章 雑則

（障害者支援施設等に準ずる者の認定）

**第五十二条** 普通地方公共団体の長は、令第二十一条の十三第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験を有する者（以下この条及び次条において「学識経験者」という。）の意見を聴かななければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、第一項の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、二人以上の学識経験者の意見を聴かななければならない。

(新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者の認定)

**第五十三条** 管理者は、令第二十一条の十三第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

- 一 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品又は新役務（以下この条において「新商品等」という。）が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであつても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するものであると認められること。
- 二 当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものと認められること。
- 三 第三項第四号に掲げる事項が新商品の生産等による新たな事業分野の開拓を確実に実施するために適切なるものであること。
- 2 管理者は、前項の規定により提出された実施計画（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新役務の提供により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）から提出された実施計画に限る。）を確認しようとするときは、あらかじめ、当該実施計画が前項各号のいずれにも適合するものかどうかについて、二人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 3 実施計画には、次に掲げる事項を記載させなければならない。
  - 一 新商品の生産等の目標
  - 二 新商品等の内容
  - 三 新商品の生産等の実施時期
  - 四 新商品の生産等の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 管理者は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画を変更しようとするときは、当該変更後の実施計画が同項各号のいずれにも適合するものであることを確認しなければならない。
- 5 前項の規定により管理者が新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者に係る変更後の実施計画を確認しようとするときは、第二項の規定を準用する。
- 6 管理者は、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者として認定を受けた者が、第一項の規定により確認された実施計画（第四項の規定による変更の確認があつたときは、その変更後のもの）に従つて新たな事業分野の開拓を図るための事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すものとする。

(公金の徴収等の委託)

**第五十三条の二** 地方自治法施行規則（昭和三十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十二第三項、第十二条の二の十四第二項、第十二条の二の十五第二項、第十二条の二の十七第二項、第十二条の二の十八第二項、第十二条の二の十九及び第十二条の二の二十の規定は、法第三十三条の二において地方自治法（昭和三十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。

(指針)

**第五十四条** 総務大臣は、法第三章、令及びこの省令の規定に基づき地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針を定めるものとする。

(リース会計に係る特例)

**第五十五条** 次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第二項第一号及及び第二号並びに第七条第二項第六号及び第三項第十二号の規定を適用しないことができる。

- 一 ファイナンス・リース取引（リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められない取引に限る。）におけるリース物件の借主（次号において「リース借主」という。）が法第二条第一項各号に掲げる事業及び病院事業以外の事業であるとき
- 二 リース借主が法第二条第一項各号に掲げる事業であつて、令第八条の二各号に掲げる事業以外のものであるとき
- 三 リース物件の重要性が乏しいものであるとき

**附 則 抄**

- 1 この府令は、公布の日から施行し、法施行又は適用の日から適用する。
 

**附 則（昭和三十二年一月九日総理府令第八〇号）**  
この府令は、公布の日から施行し、昭和三十九年度分予算から適用する。

**附 則（昭和三〇年八月二六日総理府令第三七号）**  
この府令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和三一年五月三〇日総理府令第四二号）**
- 1 この府令のうち第二条の二、第八条第二項、第九条第二項、別表第一号、別表第二号及び別表第三号の改正規定は、昭和三十二年四月一日から、その他の改正規定は、公布の日から施行する。ただし、別表第十号の一及び別表第十号の二の改正規定は、昭和三十九年度分の決算から適用する。
- 2 改正前の別表第一号注九又は別表第二号注の規定により定めた耐用年数は、改正後の第八条第二項又は第九条第二項の規定に基づいて自治庁長官の承認を得て定めたものとみなす。
 

**附 則（昭和三五年六月一四日総理府令第三一號）抄**
- 1 この府令は、公布の日から施行する。ただし、地方公営企業法施行規則第二条の三を削る規定は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）別表第十七号及び別表第十八号は、昭和三十五年度の決算から、新規則第八条第二項及び第三項並びに第九条第二項の規定は、昭和三十六年度分の減価償却から、新規則別表第一号、別表第二号、別表第十四号、別表第十九号及び別表第二十号は、昭和三十六年度に係るものから、新規則別表第十号は、昭和三十六年度の決算から適用する。
 

**附 則（昭和三五年七月一日自治省令第三号）**  
この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和三六年三月三一日自治省令第四号）**  
この省令は、昭和三十六年四月一日から施行し、昭和三十六年度分から適用する。

**附 則（昭和三十八年十一月二八日自治省令第三二号）**

この省令中予算に関する改正規定は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定は同年四月一日から施行する。ただし、改正後の地方公営企業法施行規則の規定中予算及び決算に関する部分は昭和三十九年度の事業年度の予算及び決算から、別表第二号は同事業年度の減価償却から適用する。

**附 則（昭和四〇年一月一六日自治省令第五号）**

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十年年度の予算及び決算から適用する。

**附 則（昭和四一年七月五日自治省令第一四号）抄**

（施行期日）

- この省令中地方公営企業法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第二百十号）による改正後の地方公営企業法（以下「新法」という。）第四十三条第一項の昭和四十年年度の赤字企業及び新法第四十九条第一項の赤字の企業の財政の再建に関する改正規定は公布の日から、予算に関する改正規定は昭和四十二年一月一日から、その他の規定は同年四月一日から施行する。

（適用区分）

- 改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定中予算及び決算に関する部分は、昭和四十二年年度の予算及び決算から適用し、昭和四十一年度分以前の予算及び決算については、なお従前の例による。

（特例適用の報告の様式）

- 地方公営企業法施行令の一部を改正する政令（昭和四十一年政令第二百三十九号。以下「一部改正令」という。）附則第五条において準用される一部改正令による改正後の地方公営企業法施行令第二十八条第三項の規定による報告の様式は、新規別表第二十一号に定める様式に準ずるものとする。

**附 則（昭和四一年十二月二八日自治省令第三三号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和四二年二月一日自治省令第二号）**

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十二年年度の予算及び決算並びに昭和四十二年四月一日以降に行なわれる資産の再評価から適用する。

**附 則（昭和四二年八月二日自治省令第二五号）**

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十二年七月一日から適用する。

**附 則（昭和四五年一〇月一五日自治省令第二三号）**

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十六年度の予算及び決算から適用する。

**附 則（昭和四九年六月八日自治省令第一九号）**

この省令は、公布の日から施行し、昭和四十九年度の予算及び決算から適用する。

**附 則（昭和五〇年三月三一日自治省令第五号）**

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令による改正後の地方公営企業法施行規則別表第八号の二給与費明細書様式に関する部分は、昭和五十年年度予算から適用する。ただし、昭和五十年三月三十一日までの間に議会に提出される給与費明細書にあつては、この省令による改正前の様式によることができる。

**附 則（昭和五一年十一月二六日自治省令第三三号）**

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十二年年度の予算及び決算から適用する。

**附 則（昭和五八年一月一七日自治省令第一号）**

この省令は、公布の日から施行し、昭和五十七年度の決算及び昭和五十八年度の予算から適用する。

**附 則（昭和五九年十一月二八日自治省令第二八号）**

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の日以降において昭和五十九年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることのできないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

**附 則（昭和六一年一月二八日自治省令第二号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（昭和六二年三月三一日自治省令第一一号）**

この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

**附 則（平成元年七月一二日自治省令第三一号）**

（施行期日）

この省令は、公布の日から施行し、平成元年度の事業年度から適用する。

**附 則（平成二年一月二六日自治省令第三四号）**

- この省令は、公布の日から施行する。
- この省令の施行の日以降において平成二年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることのできないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

**附 則（平成三年四月二日自治省令第一一号）抄**

（施行期日）

- この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成七年六月二〇日自治省令第二一号）抄**

（施行期日）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成九年二月二〇日自治省令第五号）**

この省令は、公布の日から施行し、平成九年度の事業年度から適用する。

**附 則（平成一〇年一〇月五日自治省令第三八号）**

この省令は、公布の日から施行し、平成十一年度の事業年度から適用する。

**附 則（平成一二年三月三〇日自治省令第一八号）**

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

**附 則（平成一二年九月一四日自治省令第四四号）**

この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

**附 則（平成一三年二月二七日総務省令第一七号）**

この省令は、公布の日から施行し、平成十三年度の予算から適用する。ただし、この省令による改正後の別表第五号は、平成十二年度の予算から適用する。

**附 則（平成一三年三月三〇日総務省令第五六号）**

この省令は、平成十三年四月一日から施行し、平成十四年度の事業年度から適用する。

**附 則（平成一四年二月二八日総務省令第一九号）抄**

（施行期日）

- 1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年三月一日）から施行する。

**附 則（平成一六年一一月八日総務省令第一三三号）**

この省令は、公布の日から施行する。ただし、この省令による改正後の第十条の三及び第十一条の二の規定は、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成十六年政令第三百四十四号）の施行の日（平成十六年十一月十日）から施行する。

**附 則（平成一七年四月一三日総務省令第七六号）**

（施行期日）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条** この省令の施行前にこの省令による改正前の地方公営企業法施行規則第十条の三第一項各号のいずれにも適合するものであると管理者が確認した同項に規定する実施計画は、この省令による改正後の地方公営企業法施行規則第十条の三第一項各号のいずれにも適合するものであると管理者が確認した同項に規定する実施計画とみなす。

**附 則（平成一八年二月二八日総務省令第二四号）**

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

- 2 この省令の施行の日以降において、平成十七年度及び平成十八年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

**附 則（平成二〇年二月五日総務省令第八号）抄**

（施行期日）

**第一条** この省令は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行の日から施行する。

**附 則（平成二〇年九月一九日総務省令第一〇三号）**

この省令は、公布の日から施行し、平成二十年度の決算から適用する。

**附 則（平成二三年八月三〇日総務省令第一二二号）**

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

**附 則（平成二三年一二月二六日総務省令第一七〇号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成二四年一月二七日総務省令第六号）抄**

（施行期日）

**第一条** この省令は、平成二十四年二月一日から施行する。

（適用）

**第二条** 第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十六年の事業年度から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、第一条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則第十一条の二に係る部分を除き、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公営企業法第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一号に規定する公営企業をいう。）が、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二十号。以下「一部改正政令」という。）附則第二条第二項の規定により一部改正政令第一条による改正後の地方公営企業法施行令（附則第六条において「新令」という。）第十二条、第十四条、第十五条、第十七条の二第一項第二号、第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定（以下「新令第十二条等の規定」という。）を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する場合においては、その新令第十二条等の規定が最初に適用される事業年度から、新規則の規定を適用する。

（資産に係る控除対象外消費税額に関する経過措置）

**第三条** 前条の規定により新規則の規定が最初に適用される事業年度（以下「最初適用事業年度」という。）の前事業年度の末日において、現に第一条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則第十条の二の規定により繰延勘定として整理されている控除対象外消費税額は、長期前払消費税勘定をもって、固定資産勘定に整理するものとする。この場合において、当該繰延勘定として整理されていた控除対象外消費税額であった長期前払消費税は、なお従前の例により償却しなければならない。

（引当金に関する経過措置）

**第四条** 最初適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている引当金（次条第二項に規定する引当金を除き、総務大臣が定めるものに限る。）については、新規則第二十二條の規定にかかわらず、なお従前の例により取り崩すことができる。

（退職給付引当金に関する経過措置）

**第五条** 最初適用事業年度の初日において新規則第二十二條の規定により計上されるべき退職給付引当金については、同条の規定にかかわらず、最初適用事業年度以降十五事業年度を限度として、同日における全企業職員の平均残余勤務期間（各企業職員の同日から定年退職日（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八條の六第一項に規定する定年退職日をいう。）までの期間を平均した期間をいう。）内の一定事業年度数で均等に分割して計上することができる。

- 2 最初適用事業年度の前事業年度の末日において計上されている退職給付引当金に相当する引当金は、最初適用事業年度の初日において、新規則第二十二條の規定により計上する退職給付引当金となるものとする。

（旧みなし償却規定の削除に伴う経過措置）

**第六条** 一部改正政令附則第四条の総務省令で定めるところにより算定した額は、新令第二十六條第一項の補助金等（以下この条において「補助金等」という。）の交付を受けた償却資産の最初適用事業年度の前事業年度の末日における帳簿価額（第一条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則第八條第四項又は第九條第三項の規定（以下「旧みなし償却規定」という。）を適用して減価償却を行っていた場合には、帳簿原価から同日以前に旧みなし償却規定を適用しなかったとしたならば行っていた減価償却累計額を控除して得た額）に相当する額に当該償却資産の取得に要した金額に相当する額及び改良費の額に相当する額の合算額に対するこれらの費用に充てられた補助金等の金額の割合を乗じて得た額とする。

- 2 最初適用事業年度の前事業年度の末日以前に旧みなし償却規定を適用して減価償却を行っていた償却資産については、同日以前に旧みなし償却規定を適用しなかったとしたならば行っていた減価償却累計額から既に行った減価償却累計額を控除して得た額（次項において「取崩し額」という。）を最初適用事業年度の初日において帳簿価額から減額し、同額を資本剰余金から減額するものとする。
- 3 前項の規定により資本剰余金から減額する場合において、取崩し額から資本剰余金の額を控除して得た額が零を超える場合は、当該超える額は、利益剰余金の額から減額するものとする。
- 4 最初適用事業年度の前事業年度の末日以前に旧みなし償却規定を適用しないで減価償却を行っていた償却資産については、減価償却累計額から同日以前に旧みなし償却規定を適用したならば行っていた減価償却累計額を控除して得た額（次項において「振替え額」という。）を資本剰余金から利益剰余金に振り替えるものとする。
- 5 前項の規定により資本剰余金から利益剰余金に振り替える場合において、振替え額から資本剰余金の額を控除して得た額が零を超える場合は、当該超える額は、振り替えないものとする。
- 6 最初適用事業年度の前事業年度の末日において現に資本剰余金に整理されている補助金等の額のうち、企業債（償却資産の取得又は改良に充てるために起こした企業債に限る。）の元金の償還に要する資金に充てるため、一般会計又は他の特別会計から行った繰入金に相当する額は、前五項の補助金等の例により整理するものとする。ただし、最初適用事業年度以降の各事業年度における当該償却資産の減価償却額と当該減価償却額に応じて償却される当該繰入金に相当する長期前受金の額との差額が重要でないときは、この限りでない。
- 7 最初適用事業年度の前事業年度の末日において現に資本剰余金として整理されている補助金等の額に相当する額について、前六項の規定により難い特別の事情がある場合は、前六項の規定にかかわらず、総務大臣の定めるところにより整理するものとする。
- 8 前項の規定により整理した補助金等により取得し又は改良した償却資産の減価償却の方法については、総務大臣の定めるところにより行うものとする。

（リース会計に関する経過措置）

**第七条** 新規則第五条第二項第一号チ、同項第二号ル、第七条第二項第六号、同条第三項第十二号、第十七条、第三十五条第六号及び第四十二条の規定にかかわらず、最初適用事業年度の前事業年度の末日以前にリース契約に基づくリース期間が開始される契約に係るファイナンス・リース取引（新規則第一条第二号に規定するものであって、リース契約上の諸条件に照らしてリース物件の所有権が借主に移転すると認められないものに限る。）については、総務大臣の定めるところにより会計処理を行うことができる。

**附 則（平成二四年一二月二五日総務省令第一〇七号）抄**

（施行期日）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

（地方公営企業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、平成二十六年度の事業年度から適用し、平成二十五年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第二条の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する公営企業（地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条第一号に規定する公営企業をいう。以下同じ。）が、地方公営企業法施行令等の一部を改正する政令（平成二十四年政令第二十号。以下この項において「一部改正政令」という。）附則第二条第二項の規定により一部改正政令第一条による改正後の地方公営企業法施行令第十二条、第十四条、第十五条、第十七条の二第一項第二号、第二十三条、第二十五条及び第二十六条の規定（以下この項において「新令第十二条等の規定」という。）を平成二十四年度又は平成二十五年度の事業年度から適用する場合においては、その新令第十二条等の規定が最初に適用される事業年度から、新規則の規定を適用する。

**附 則（平成二七年一二月一六日総務省令第一〇三号）**

この省令は、公布の日から施行する。

**附 則（平成三一年三月二九日総務省令第三二号）**

（施行期日）

- 1 この省令は、平成三十二年四月一日から施行し、平成三十二年の事業年度から適用する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日以後に平成三十二年の予算に関して議会で提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができないやむを得ない事情がある場合に限り、この省令による改正前の様式によることができる。

**附 則（令和二年四月二八日総務省令第四六号）**

（施行期日）

**第一条** この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条** 第一条の規定による改正後の地方公営企業法施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、令和三年の事業年度から適用し、令和二年度以前の事業年度については、なお従前の例による。

- 2 前項の規定にかかわらず、令和二年度中に公共施設等運営権を設定する場合においては、令和二年度の事業年度から、新規則の規定を適用する。

**附 則（令和四年三月二九日総務省令第二一号）**

この省令は、公布の日から施行し、令和三年の決算から適用する。ただし、第二条の規定は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則（令和五年三月二七日総務省令第二一号）**

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

**附 則（令和六年一月一九日総務省令第二号）抄**

（施行期日）

- 1 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

**別表第一号（第三条関係）**

勘定科目表

収益

1 水道事業又は工業用水道事業

款	項	目	節
水道事業収益又は工業用水道事業収益	営業収益		

	営業外収益	給水収益 受託工事収益 繰延運営権対価収益 運営権者更新投資収益 その他の営業収益  受取利息及び配当金  他会計補助金 補助金 長期前受金戻入 雑収益	材料売却収益 産物売却収益 手数料 雑収益  預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金  有価証券売却収益 不用品売却収益 その他雑収益
	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	

2 軌道事業及び鉄道事業

款	項	目	節
軌道事業（鉄道事業）収益	営業収益	運輸収益  繰延運営権対価収益 運営権者更新投資収益 運輸雑収益	旅客運輸収益 貨物運輸収益  広告料 土地物件賃貸料 専用線使用料 駅共同使用料 車両使用料 旅客誘致施設収益 厚生福利施設収益 雑収益
	営業外収益	受取利息及び配当金  他会計補助金 補助金 長期前受金戻入 雑収益	預金利息 基金利息 貸付金利息 有価証券利息 配当金  不用品売却収益 有価証券売却収益 雑収益
	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	

3 自動車運送事業

款	項	目	節
自動車運送事業収益			

	営業収益	運送収益  繰延運営権対価収益 運営権者更新投資収益 運送雑収益	旅客運送収益 貨物運送収益
	営業外収益 特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	広告料 雑収益

(注) 営業外収益の目及び節は、1 水道事業又は工業用水道事業の営業外収益の目及び節によること。

#### 4 電気事業

款	項	目	節
電気事業収益	営業収益	電力料 繰延運営権対価収益 運営権者更新投資収益 雑収益	
	附帯事業収益 財務収益	受取配当金 受取利息	有価証券利息 貸付金利息 預金利息 雑利息
	事業外収益	基金収益  長期前受金戻入 雑収益	減債基金収益 その他特定基金収益
	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	固定資産売却収益 有価証券売却収益 事業外固定資産管理収益 不用品売却収益 その他雑収益

#### 5 ガス事業

款	項	目
ガス事業収益	製品売上	ガス売上 託送供給収益 事業者間精算収益 繰延運営権対価収益 運営権者更新投資収益
	営業雑益	受注工事収益 器具販売収益 その他営業雑収益
	営業外収益	受取利息 有価証券利息 受取配当金 長期前受金戻入 雑収益
	特別利益	

		固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益
--	--	--------------------------------

## 6 病院事業

款	項	目	節
病院事業収益	医業収益	入院収益 外来収益 繰延運営権対価収益 運営権者更新投資収益 その他医業収益	室料差額収益 公衆衛生活動収益 医療相談収益 受託検査施設利用収益 その他医業収益
	医業外収益	受取利息配当金  他会計補助金 補助金 負担金交付金 患者外給食収益 長期前受金戻入 その他医業外収益	預金利息 基金利息 有価証券利息 配当金  有価証券売却収益 不用品売却収益 その他医業外収益
	特別利益	固定資産売却益 過年度損益修正益 その他特別利益	

## 費用

## 1 水道事業又は工業用水道事業

款	項	目	節
水道事業費用又は工業用水道事業費用	営業費用	原水費	給料 手当 賞与引当金繰入額 法定福利費 旅費 被服費 備用品費 燃料費 光熱水費 印刷製本費 通信運搬費 委託料 手数料 賃借料 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 路面復旧費 動力費 薬品費 材料費 補償金 負担金 受水費

		浄水費 配水費 給水費 受託工事費 業務費 総係費	その他引当金繰入額 雑費
		減価償却費	報酬 退職給付費 研修費 諸謝金 報償費 広告料 食糧費 厚生費 保険料 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額
		資産減耗費	有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費
	営業外費用	その他営業費用	固定資産除却費 たな卸資産減耗費
		支払利息及び企業債取扱諸費	材料売却原価 雑支出
		雑支出	企業債利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費
	特別損失	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	不用品売却原価 その他雑支出

(注) 浄水費、配水費、給水費、受託工事費、業務費及び総係費の節は、上記のほか、原水費の節によること。

## 2 軌道事業及び鉄道事業

款	項	目	節
軌道事業（鉄道事業）費用	営業費用	線路保存費	(人件費) 給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 (経費) 軌道修繕費 諸構築物及び諸設備修繕費 建物修繕費 その他修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 固定資産除却費 除雪費 備用品費 被服費

## 電路保存費

光熱水費  
旅費  
通信運搬費  
印刷製本費  
負担金  
会議費  
報償費  
委託料  
手数料  
賃借料  
損害保険料  
その他引当金繰入額  
雑費

(人件費)

給料  
手当  
賞与引当金繰入額  
退職給付費  
法定福利費  
厚生福利費  
(経費)

通信施設修繕費  
電気保安設備修繕費  
電力線設備修繕費  
変電所設備修繕費  
その他修繕費  
修繕引当金繰入額  
特別修繕引当金繰入額  
固定資産除却費

備用品費

被服費

光熱水費

旅費

通信運搬費

印刷製本費

負担金

会議費

報償費

委託料

手数料

賃借料

損害保険料

その他引当金繰入額

雑費

## 車両保存費

(人件費)

給料

手当

賞与引当金繰入額

退職給付費

法定福利費

厚生福利費

(経費)

車両修繕費

その他修繕費

修繕引当金繰入額

特別修繕引当金繰入額

固定資産除却費

油脂糸屑費

動力費

備用品費

被服費

光熱水費

車両清掃費

旅費

		<p>運転費</p>	<p>通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 損害保険料 その他引当金繰入額 雑費</p> <p>(人件費) 給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 (経費) 動力費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 その他引当金繰入額 雑費</p>
		<p>運輸管理費</p>	<p>(人件費) 給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 (経費) 乗車券・帳表類 備用品費 被服費 光熱水費 駅共同使用料 車両使用料 乗車券販売手数料 旅費 通信運搬費 印刷製本費 事故費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 その他引当金繰入額 雑費</p>
		<p>旅客誘致費</p>	<p>(人件費) 給料</p>

			手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 (経費) 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 広告宣伝費 手数料 賃借料 損害保険料 その他引当金繰入額 雑費  (人件費) 給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 (経費) 固定資産除却費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 医薬品費 備用品費 被服費 光熱水費 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 諸謝金 損害保険料 その他引当金繰入額 雑費  (人件費) 報酬 給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 (経費) 備用品費
		厚生福利施設費	
		一般管理費	

			被服費 光熱水費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 旅費 通信運搬費 印刷製本費 負担金 会議費 報償費 委託料 手数料 賃借料 諸謝金 交際費 広告宣伝費 損害保険料 寄附金 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 雑費  有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費  たな卸資産減耗費  企業債利息 他会計借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費  不用品売却原価 有価証券売却原価 雑費
	営業外費用	減価償却費	
		資産減耗費	
		支払利息及び企業債取扱諸費	
	特別損失	繰延資産償却 雑支出	
		固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	

## 3 自動車運送事業

款	項	目	節
自動車運送事業費用	営業費用	運転費	給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 旅費 被服費 光熱水費 備用品費 ガソリン費 軽油費 薪炭費 油脂費 その他引当金繰入額 雑費
		車両修繕費	

			動力費 部分品費 材料費 タイヤ、チューブ費 外注修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 雑費  建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 工具、器具及び備品修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額  車両減価償却費 建物減価償却費 構築物減価償却費 機械装置減価償却費 工具、器具及び備品減価償却費  車両損害保険料 建物損害保険料  借地料 借家料 諸施設使用料  通信運搬費 会議費 交際費 事故費 手数料 雑費  報酬 諸謝金 報償費 通信運搬費 会議費 交際費 手数料 寄附金 負担金 広告費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 保険料 賃借料 建物減価償却費 器具及び備品減価償却費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額 雑費  たな卸資産減耗費
		その他修繕費	
		固定資産減価償却費	
		施設損害保険料	
		施設使用料	
		運輸管理費	
		一般管理費	
		資産減耗費	
	営業外費用 特別損失	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	

(注)

- 1 車両修繕費その他修繕費、運輸管理費及び一般管理費の節は、上記のほか、運転費の節（ガソリン費、軽油費、薪炭費、油脂費を除く。）によること。
- 2 営業外費用の目及び節は、1 水道事業又は工業用水道事業の営業外費用の目及び節によること。

## 4 電気事業

款	項	目	節
電気事業費用	営業費用	水力発電費	給料 手当 賞与引当金繰入額 退職給付費 法定福利費 厚生福利費 潤滑油脂費 消耗品費 建物修繕費 構築物修繕費 機械装置修繕費 雑修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 補償費 賃借料 託送料 損害保険料 交付金 通信運搬費 旅費 寄附金 会議費 分担金 雑費 減価償却費 固定資産除却費 共有設備費分担額 その他引当金繰入額
		送電費	架空電線路修繕費 空中電線路修繕費 保安開閉装置修繕費 保安通信装置修繕費
		一般管理費	報酬 独立電話線路修繕費 添架電話線路修繕費 空中線施設修繕費 通信機械装置修繕費 委託運転費 養成費 研究費 建設分担関連費振替額 附帯事業費用分担関連費振替額 貸倒引当金繰入額
		資産減耗費	たな卸資産減耗費
	附帯事業費用 財務費用	支払利息	企業債利息 一時借入金利息 雑利息 建設中利子振替額
	事業外費用	雑損失	

	特別損失	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失	建設準備勘定償却費 固定資産売却原価 事業外固定資産管理費 財産偶発損 物品売却原価 その他雑損失
--	------	---	--

(注) 送電費及び一般管理費の節は、上記のほか、水力発電費の節（潤滑油脂費、構築物修繕費、交付金及び共有設備費分担額を除く。）によること。

#### 5 ガス事業

款	項	目
ガス事業費用	製造費	原料費 購入ガス費 副産物原料費 しやかん燃料費 補助材料費 給料 手当 賞与引当金繰入額 旅費 法定福利費 厚生福利費 退職給付費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 電力水道料 使用ガス費 消耗工具器具備品費 消耗品費 通信費 運搬費 保険料 たな卸減耗費 固定資産除却費 諸欠損 雑費 減価償却費 その他引当金繰入額
	採取費 売上原価	ガス売上原価
	供給販売及び一般管理費	給料 手当 賞与引当金繰入額 旅費 法定福利費 厚生福利費 退職給付費 修繕費 修繕引当金繰入額 特別修繕引当金繰入額 電力水道料 使用ガス費 消耗、工具、器具備品費 消耗品費 通信費 運搬費

	その他営業費用  営業外費用  特別損失	保険料 賃借料 託送料 試験研究費 たな卸減耗費 固定資産除却費 諸欠損 雑費 事業者間精算費 減価償却費 貸倒引当金繰入額 その他引当金繰入額  受注工事原価 器具販売原価  一時借入金利息 企業債利息 雑支出  固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失
--	----------------------------------	---

(注) 採取費の目は、製造費の目に準じて設けること。

#### 6 病院事業

款	項	目	節
病院事業費用	医業費用	給与費	(給料) 医師給 看護師給 医療技術員給 事務員給 労務員給 (手当) 医師手当 看護師手当 医療技術員手当 事務員手当 労務員手当 賞与引当金繰入額 (報酬) 法定福利費 退職給付費 その他引当金繰入額
		材料費	薬品費 診療材料費 給食材料費 医療消耗備品費
		経費	厚生福利費 報償費 旅費交通費 職員被服費 消耗品費 消耗備品費 光熱水費 燃料費 食料費 印刷製本費 修繕費 修繕引当金繰入額

			特別修繕引当金繰入額 保険料 賃借料 通信運搬費 委託料 諸会費 貸倒引当金繰入額 雑費  建物減価償却費 構築物減価償却費 器械備品減価償却費 車両減価償却費 放射性同位元素減価償却費 その他有形固定資産減価償却費 無形固定資産減価償却費  たな卸資産減耗費 固定資産除却費  研究材料費 謝金 図書費 旅費 研究雑費  企業債利息 長期借入金利息 一時借入金利息 企業債手数料及び取扱費  不用品売却原価 その他雑損失
	減価償却費		
	資産減耗費		
	研究研修費		
医業外費用	支払利息及び企業債取扱諸費		
	患者外給食材料費 雑損失		
特別損失	固定資産売却損 減損損失 災害による損失 過年度損益修正損 その他特別損失		

## 資産

## 固定資産

## 1 水道事業又は工業用水道事業

款	項	目
有形固定資産	土地	事務所在地 施設用地 その他土地
	建物	事務所用建物 施設用建物 公舎合宿用建物 その他建物
	建物減価償却累計額 構築物	原水及び浄水設備 配水設備 その他構築物
	構築物減価償却累計額 機械及び装置	電気設備 内燃設備 ポンプ設備 塩素滅菌設備

無形固定資産	機械及び装置減価償却累計額 車両運搬具 車両運搬具減価償却累計額 船舶 船舶減価償却累計額 工具、器具及び備品 工具、器具及び備品減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額	量水器 その他機械装置
投資その他の資産	水利権 借地権 地上権 特許権 施設利用権 リース資産  投資有価証券 出資金 長期貸付金  貸倒引当金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額	一般貸付金 他会計貸付金 職員貸付金

## 2 軌道事業及び鉄道事業

款	項	目	節
運送施設有形固定資産	土地  建物  建物減価償却累計額 (構築物) 線路設備  線路設備減価償却累計額 電路設備	線路用地 変電所用地 車庫、工場用地 倉庫用地 事務所用地 公舎用地 その他用地  変電所建物 車庫、工場建物 倉庫建物 事務所建物 公舎建物 その他建物  軌道  土工 橋りよう トンネル 排水設備 機械保安設備 その他諸設備  通信設備	軌条及び附属品 その他軌道設備

			通信線 通信線支持物 電話機 電気時計 その他諸設備
		電気保安設備	閉そく機 電気信号機 転てつ装置 踏切保安装置 信号線 信号線支持物 その他諸設備
		電力線設備	送電線 配電線 き電線 電車線 電灯電力線 電力線支持物 帰線ボンド その他諸設備
	電路設備減価償却累計額 その他構築物 その他構築物減価償却累計額 車両		
	車両減価償却累計額 機械装置	客車 トロリーバス 貨車 その他車両	
	機械装置減価償却累計額 工具、器具及び備品	変電所機械 通信機械 工場機械 医療機械 その他機械	
	工具、器具及び備品減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定	工具 器具、備品 車両、運搬具	
旅客誘致施設有形固定資産	土地 建物 建物減価償却累計額 構築物 構築物減価償却累計額 車両、運搬具 車両、運搬具減価償却累計額 機械装置 機械装置減価償却累計額 工具、器具及び備品 工具、器具及び備品減価償却累計額 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定		
各事業関連有形固定資産	各事業関連有形固定資産 各事業関連有形固定資産減価償却累計額		

無形固定資産	建設仮勘定		
各事業関連無形固定資産	営業権 借地権 リース資産 その他無形固定資産		
投資その他の資産	各事業関連無形固定資産  投資有価証券 出資金  長期貸付金  貸倒引当金 長期前払消費税その他投資 減価償却累計額	他公営企業出資金 その他出資金  他会計長期貸付金 その他長期貸付金	

## 3 自動車運送事業

款	項
有形固定資産	車両 車両減価償却累計額 建物 建物減価償却累計額 構築物 構築物減価償却累計額 機械及び装置 機械及び装置減価償却累計額 工具、器具及び備品 工具、器具及び備品減価償却累計額 土地 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定
無形固定資産	営業権 地上権 リース資産 その他無形固定資産
投資その他の資産	投資有価証券 出資金 長期貸付金 貸倒引当金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額

## 4 電気事業

款	項	目	節
電気事業固定資産	水力発電設備	土地 水源かん養林 建物  構築物 機械装置	鉄筋コンクリート造 れんが造 木造  水車 発電機

			主要変圧器 配電盤開閉装置 屋外鉄構 基礎 通信電灯電力装置 運材装置 修繕試験装置 その他機械装置  工具 器具及び備品 車両
	送電設備	備品  無形固定資産 総係費 減価償却累計額 共有者持分額  土地 建物  構築物  機械装置  備品  リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定 建設準備勘定 除却仮勘定 無形固定資産 総係費 減価償却累計額	鉄筋コンクリート造 れんが造 木造  鉄塔 鉄柱 コンクリート柱 木柱 がいし 電線 地線 添架電話線  保安開閉装置 電力用蓄電器 屋外鉄構 保安通信装置 その他機械装置  工具 器具及び備品 車両
	業務設備	土地 建物  構築物  機械装置  備品	鉄筋コンクリート造 れんが造 木造  独立電話線路 添架電話線 空中線施設  通信機械装置 その他機械装置  工具 器具及び備品 車両



無形固定資産	建設仮勘定	建物減価償却累計額 構築物 構築物減価償却累計額 機械装置 機械装置減価償却累計額 その他休止設備 その他休止設備減価償却累計額
投資その他の資産	営業権 特許権 借地権 鉱業権 その他無形固定資産  投資有価証券 出資金 長期貸付金 貸倒引当金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額	

(注) 天然ガス採取設備及び業務設備の目は、製造設備の目に準じて設けること。

#### 6 病院事業

款	項	目	節
有形固定資産	土地 建物 建物減価償却累計額 構築物 構築物減価償却累計額 器械備品 器械備品減価償却累計額 車両 車両減価償却累計額 放射性同位元素 放射性同位元素減価償却累計額 リース資産 リース資産減価償却累計額 建設仮勘定 その他有形固定資産 その他有形固定資産減価償却累計額		
無形固定資産	借地権 地上権 電話加入権 リース資産 その他無形固定資産		
投資その他の資産	投資有価証券 長期貸付金 貸倒引当金 出資金 基金 長期前払消費税 その他投資 減価償却累計額		

#### 流動資産

款	項
現金・預金	現金 預金
未収金	営業未収金 営業外未収金

貸倒引当金 有価証券 受取手形 貸倒引当金 貯蔵品 短期貸付金	その他未収金
貸倒引当金 前払費用	一般短期貸付金 他会計貸付金 職員貸付金
前払金 未収収益 貸倒引当金 その他流動資産	未経過保険料 その他前払費用

(注) 病院事業にあつては、「営業」とあるのは「医業」と読み替えるものであること（負債の部流動負債の表において同じ。）。

## 繰延資産

款	
災害による損失	

## 資本

## 資本金

款	項
資本金	

## 剰余金

款	項	目
資本剰余金	再評価積立金 受贈財産評価額 寄附金 その他資本剰余金	
利益剰余金	減債積立金 利益積立金 その他積立金 当年度未処分利益剰余金 (当年度未処理欠損金)	繰越利益剰余金年度末残高 (繰越欠損金年度末残高) 当年度純利益 (当年度純損失)

## 負債

## 固定負債

款	項
企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債
他会計借入金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金
リース債務 引当金	退職給付引当金 特別修繕引当金 その他引当金
その他固定負債	

## 流動負債

款	項
一時借入金 企業債	建設改良費等の財源に充てるための企業債 その他の企業債
他会計借入金	

リース債務 未払金	建設改良費等の財源に充てるための長期借入金 その他の長期借入金
未払費用 前受金	営業未払金 その他未払金
前受収益 引当金	営業前受金 営業外前受金 その他前受金
その他流動負債	退職給付引当金 賞与引当金 修繕引当金 特別修繕引当金 その他引当金

繰延収益

款

長期前受金  
長期前受金収益化累計額  
繰延運営権対価  
繰延運営権対価収益化累計額  
運営権者更新投資  
運営権者更新投資収益化累計額

(注) 二以上の事業を通じて一の特別会計を設けて経理されている場合においては、収益中営業外収益、費用中営業外費用及び固定資産中投資の科目は、各事業を通じて一の科目を設けることができること。

別表第二号（第十四条及び第十五条関係）

有形固定資産の耐用年数

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用のもの	五〇
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 病院用のもの	四七 三九
		変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	三八 二四 二一 三一 三八
	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用のもの	四一
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 病院用のもの	三八 三六
		変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの 冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	三四 二二 二〇 三〇 三四
	金属造のもの（骨格材の肉厚が四ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用のもの	三八
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの 病院用のもの	三四 三一 二九
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの 倉庫事業の倉庫用のもの	二〇

		冷蔵倉庫用のもの その他のもの その他のもの	一九 二六 三一
	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートルを超え四ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	三〇 二七 二五 二四 一五 二四
	金属造のもの（骨格材の肉厚が三ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの 病院用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二二 一九 一九 一七 一二 一七
	木造又は合成樹脂造のもの	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二四 二二 一七 一七 九 一五
	木骨モルタル造のもの	事務所用のもの 住宅用、寄宿舎用、宿泊所用又は教習所用のもの 病院用のもの 変電所用、発電所用、停車場用又は車庫用のもの 工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの 塩素その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を直接全面的に受けるもの その他のもの	二二 二〇 一五 一五 七 一四
	簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフィングぶき又はトタンぶきのもの 掘立造のもの及び仮設のもの	一〇 七
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備  その他のもの	六  一五
	給排水又は衛生設備及びガス設備		一五
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が二二キロワット以下のもの） その他のもの	一三 一五
	昇降機設備	エレベーター エスカレーター	一七 一五
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		八
	店用簡易装備		三
	可動間仕切り	簡易なもの その他のもの	三 一五
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	一八 一〇
構築物	水道用又は工業用水道用のもの	取水設備	四〇
		導水設備	五〇
		浄水設備	六〇
		配水設備	六〇
		橋りょう	
		鉄筋コンクリート造のもの	六〇
		鉄骨造のもの	四八
		木造のもの	一八
		配水管	四〇
		配水管附属設備	三〇
えん堤			
鉄筋コンクリート造又はコンクリート造のもの	八〇		

	れんが造又は石造のもの 土造のもの 貯水池 高架水そう 鉄筋コンクリート造のもの 金属造のもの 木造のもの さく井 電信電話線 その他 鉄筋コンクリート造のもの コンクリート造又はれんが造のもの 石造のもの 金属造のもの 木造のもの	五〇 四〇 三〇  四〇 二〇 一〇 一〇 三〇  六〇 四〇 五〇 四五 一五
鉄道用又は軌道用のもの	軌条及びその附属品 まくら木 木製のもの コンクリート製のもの 金属製のもの 分岐器 電信電話線及び電灯電力線 信号機 送配電線及びき電線 電車線及び第三軌条 帰線ボンド 電線支持物（電柱及び腕木を除く。） 木柱及び木塔（腕木を含む。） 架空索道用のもの その他のもの 鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔（支持物を含む。）（架空索道用のものに限る。） 前掲以外のもの 線路設備 軌道設備 道床 その他のもの 土工設備 橋りょう 鉄筋コンクリート造のもの 鉄骨造のもの その他のもの トンネル 鉄筋コンクリート造のもの れんが造のもの その他のもの その他のもの 停車場設備 電路設備 鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔 踏切保安又は自動列車停止設備 その他のもの その他のもの	二〇  八 二〇 二〇 一五 三〇 三〇 四〇 二〇 五 三〇  一五 二五 四〇      六〇 一六 五七  五〇 四〇 一五  六〇 三五 三〇 二一 三二  四五 一二 一九 四〇
発電用又は送配電用のもの	水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。） 汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。） 送電用のもの 地中電線路 塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線 配電用のもの 鉄塔及び鉄柱 鉄筋コンクリート柱 木柱 配電線 引込線 添架電話線	五七 四一  二五 三六  五〇 四二 一五 三〇 二〇 三〇

		地中電線路	二五
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの アスファルト敷又は木れんが敷のもの ビチューマルス敷のもの	一五 一〇 三
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	橋りよう 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、塔、やぐら、水そう及び び用水用ダム トンネル 煙突及び焼却炉 へい その他のもの	六〇 五〇 七五 三五 三〇 六〇
	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	やぐら及び貯水池 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル及び水そう へい その他のもの	四〇 三〇 一五 四〇
	れんが造のもの（前掲のものを除く。）	防壁、堤防、防波堤及びトンネル 煙突、煙道、焼却炉及びへい 塩素その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受けるもの その他のもの	五〇 七 二五 四〇
	石造のもの（前掲のものを除く。）	岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤及び貯水池 へい その他のもの	五〇 三五 五〇
	土造のもの（前掲のものを除く。）	防壁、堤防、防波堤及び自動車道 貯水池 へい その他のもの	四〇 三〇 二〇 四〇
	金属造のもの（前掲のものを除く。）	橋りよう（はね上げ橋を除く。） はね上げ橋及び鋼矢板岸壁 送配管 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの ガス貯そう 液化ガス用のもの その他のもの 水そう及び油そう 鋳鉄製のもの 鋼鉄製のもの つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール その他のもの	四五 二五 三〇 一五 一〇 二〇 二五 一五 一〇 四五
	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）		一〇
	木造のもの（前掲のものを除く。）	橋りよう、塔及びやぐら 岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう及び へい その他のもの	一五 一〇 一五
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として木造のもの その他のもの	一五 五〇
機械及び装置	水道用又は工業用水道用設備	電気設備 汽力発電設備 内燃力発電設備 蓄電池電源設備 その他 ポンプ設備 薬品注入設備 滅菌設備 通信設備 計測設備 計量器 量水器 その他の計量器 荷役設備 修繕検査設備 その他	一五 一五 六 二〇 一五 一五 一〇 九 一〇 八 一〇 一七 一五

		主として金属造のもの 主として木造のもの	一七 八
	鉄道又は軌道事業用変電設備		二〇
	列車遠隔又は列車集中制御設備		一二
	通信設備（給電用指令設備を含む。）		九
	鋼索鉄道又は架空索道設備	鋼索 その他の設備	三 一二
	自動車修理用設備		一三
	修理工場用又は工作工場用機械設備 （自動車修理用のものを除く。）		一四
	水力発電設備		二二
	汽力発電設備		一五
	内燃力又はガスタービン発電設備		一五
	蓄電池電源設備		六
	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	需要者用計器 柱上変圧器 その他の設備	一五 一八 二二
	天然ガス鉱業設備	坑井設備 掘さく設備 その他の設備	三 五 一二
	天然ガス圧縮処理設備		一〇
	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯 そうを除く。）		一三
	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造 設備（ガス精製又はガス事業用特定 ガス発生設備を含む。）		一〇
	ガス事業用供給設備	ガス導管 鋳鉄製のもの その他のもの 需要者用計量器 その他の設備	二二 一三 一三 一五
	クリーニング設備		七
	給食用設備		九
	前掲の機械及び装置以外のもの並びに 前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	一七 八
車両及び 運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬 器を含む。）	電気又は蒸気機関車  電車 内燃動車（制御車及び附随車を含む。） 貨車 タンク車及び特殊構造車 その他のもの 鋼索鉄道用車両 架空索道用搬器 閉鎖式のもの その他のもの 線路建設保守用工作車 無軌条電車 その他のもの	一八  一三 一一 一五 二〇 一五  一〇 五 一〇 八 二〇
	自動車	特殊自動車 運送事業用自動車 その他の自動車 小型車（総排気量が〇・六六リットル以下のものをいい、二 輪又は三輪自動車を除く。） 二輪又は三輪自動車 その他のもの 貨物自動車 ダンプ式のもの その他のもの その他のもの	五 五 四 三  四 五 六
	その他の車両及び運搬具	自転車 トロッキ 金属製のもの その他のもの その他のもの	二  五 三

		自走能力を有するもの その他のもの	七 四
船舶	船舶法（明治三十二年法律第四十六号） 第四条から第十九条までの適用を受ける船舶	鋼船 昭和二十五年以後に進水したもの 総トン数が二千トン以上のもの 総トン数が二千トン未満のもの 昭和二十四年以前に進水したもの 木船 昭和二十五年以後に進水したもの 昭和二十四年以前に進水したもの	一五 一四 一二  一〇 六
	その他の船舶	鋼船 しゅんせつ船及び砂利採取船 ひき船 その他のもの 木船 しゅんせつ船及び砂利採取船 ひき船 その他のもの その他のもの モーターボート その他のもの	七 一〇 一二  五 六 八  四 五
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子 を利用するものを含む。）		五
	治具及び取付工具		三
	型（型わくを含む。）、鍛圧工具及び打 抜工具	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス 成型用金型及び鑄造用型 その他のもの	二  三
	切削工具		二
	金属製柱及びカップ		三
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル その他のもの	一三 三
	前掲の区分によらないもの	白金ノズル その他の主として金属製のもの その他のもの	一三 八 四
器具及び 備品	家具、電気機器（ガス機器を含む。）及 び家庭用品（他の項に掲げるものを 除く。）	事務机、事務椅子及びキャビネット  主として金属製のもの その他のもの 応接セット 接客業用のもの その他のもの ベッド 児童用机及びいす ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器 冷房用又は暖房用機器 電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス 機器 カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維 製品 食事又はちゆう房用品 陶磁器製又はガラス製のもの その他のもの その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	一五 八  五 八 八 五 五 六 六  三  二 五  一五 八
	事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター 孔版印刷又は印書用のもの その他のもの 電子計算機 パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く。） その他のもの 複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイム レコーダーその他これらに類するもの その他の事務機器 テレタイプライター及びファクシミリ	三 五  四 五 五  五 五

	インターホン及び放送用設備 電話設備その他の通信機器 デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備 その他のもの	六 六 一〇
時計、試験機器及び測定機器	時計 度量衡器 試験又は測定機器	一〇 五 五
光学機器	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡 顕微鏡その他の機器	五 八
看板及び広告器具	看板 模型 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	三 二 一〇 五
容器及び金庫	ボンベ 溶接製のもの 鍛造製のもの 塩素用のもの その他のもの ドラムかん、コンテナその他の容器 金属製のもの その他のもの 金庫 手さげ金庫 その他のもの	六 八 一〇 三 二 五 二〇
医療機器	消毒殺菌用機器 手術機器 血液透析又は血しよう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器 調剤機器 歯科診療用ユニット 光学検査機器 ファイバースコープ その他のもの その他のもの レントゲンその他の電子装置を使用する機器 移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器 その他のもの その他のもの 陶磁器製又はガラス製のもの 主として金属製のもの その他のもの	四 五 七 六 六 七 六 八 四 六 三 一〇 五
前掲のもの以外のもの	映画フィルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード シート及びロープ 自動販売機（手動のものを含む。） 焼却炉 その他のもの 主として金属製のもの その他のもの	二 二 五 五 一〇 五
前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの その他のもの	一五 八

注

一 次の表の上欄に掲げる構築物又は機械及び装置を一体として償却する場合の耐用年数は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

構築物又は機械及び装置	耐用年数（年）
水道用又は工業用水道用構築物のうち、取水設備、導水設備、浄水設備、配水設備及び橋りょう	五八
水道用又は工業用水道用構築物のうち、配水管及び配水管附属設備	三八
水道用又は工業用水道用機械及び装置のうち、電気設備、ポンプ設備、薬品注入設備及び滅菌設備	一六

二 取得価額が二十万円未満である有形固定資産の全部又は特定の一部を一括して償却する場合の耐用年数は、三年とする。

三 耐用年数の全部又は一部を経過した有形固定資産の耐用年数は、その取得後耐用可能と見積られる年数によるものとする。ただし、当該見積年数によらず、本表に定める耐用年数によることができる。

四 本表に掲げられていない有形固定資産の耐用年数は、本表に規定する耐用年数に準じた耐用年数又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年大蔵省令第十五号）別表第一及び別表第二に規定する耐用年数によるものとする。

## 別表第三号（第十六条関係）

無形固定資産の耐用年数

ダム使用权	五五年
水利権	二〇年
特許権	八年
営業権	五年
借地権（地上権）	五年
専用側線利用権	三〇年
電気ガス供給施設利用権	一五年
電気通信施設利用権	二〇年

注 本表に掲げられていない無形固定資産の耐用年数は、本表に規定する耐用年数に準じた耐用年数又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第三に規定する耐用年数によるものとする。

別表第四号（第十五条関係）

固定資産の償却率

耐用年数	定率法の償却率	定額法の償却率
二	〇・六八四	〇・五〇〇
三	〇・五三六	〇・三三三
四	〇・四三八	〇・二五〇
五	〇・三六九	〇・二〇〇
六	〇・三一九	〇・一六六
七	〇・二八〇	〇・一四二
八	〇・二五〇	〇・一二五
九	〇・二二六	〇・一一一
一〇	〇・二〇六	〇・一〇〇
一一	〇・一八九	〇・〇九〇
一二	〇・一七五	〇・〇八三
一三	〇・一六二	〇・〇七六
一四	〇・一五二	〇・〇七一
一五	〇・一四二	〇・〇六六
一六	〇・一三四	〇・〇六二
一七	〇・一二七	〇・〇五八
一八	〇・一二〇	〇・〇五五
一九	〇・一一四	〇・〇五二
二〇	〇・一〇九	〇・〇五〇
二一	〇・一〇四	〇・〇四八
二二	〇・〇九九	〇・〇四六
二三	〇・〇九五	〇・〇四四
二四	〇・〇九二	〇・〇四二
二五	〇・〇八八	〇・〇四〇
二六	〇・〇八五	〇・〇三九
二七	〇・〇八二	〇・〇三七
二八	〇・〇七九	〇・〇三六
二九	〇・〇七六	〇・〇三五
三〇	〇・〇七四	〇・〇三四
三一	〇・〇七二	〇・〇三三
三二	〇・〇六九	〇・〇三二
三三	〇・〇六七	〇・〇三一
三四	〇・〇六六	〇・〇三〇
三五	〇・〇六四	〇・〇二九
三六	〇・〇六二	〇・〇二八
三七	〇・〇六〇	〇・〇二七
三八	〇・〇五九	〇・〇二七
三九	〇・〇五七	〇・〇二六
四〇	〇・〇五六	〇・〇二五
四一	〇・〇五五	〇・〇二五
四二	〇・〇五三	〇・〇二四
四三	〇・〇五二	〇・〇二四
四四	〇・〇五一	〇・〇二三
四五	〇・〇五〇	〇・〇二三
四六	〇・〇四九	〇・〇二二
四七	〇・〇四八	〇・〇二二
四八	〇・〇四七	〇・〇二一
四九	〇・〇四六	〇・〇二一
五〇	〇・〇四五	〇・〇二〇
五一	〇・〇四四	〇・〇二〇
五二	〇・〇四三	〇・〇二〇
五三	〇・〇四三	〇・〇一九
五四	〇・〇四二	〇・〇一九

五五	○・○四一	○・○一九
五六	○・○四〇	○・○一八
五七	○・○四〇	○・○一八
五八	○・○三九	○・○一八
五九	○・○三八	○・○一七
六〇	○・○三八	○・○一七
六一	○・○三七	○・○一七
六二	○・○三六	○・○一七
六三	○・○三六	○・○一六
六四	○・○三五	○・○一六
六五	○・○三五	○・○一六
六六	○・○三四	○・○一六
六七	○・○三四	○・○一五
六八	○・○三三	○・○一五
六九	○・○三三	○・○一五
七〇	○・○三二	○・○一五
七一	○・○三二	○・○一四
七二	○・○三二	○・○一四
七三	○・○三一	○・○一四
七四	○・○三一	○・○一四
七五	○・○三〇	○・○一四
七六	○・○三〇	○・○一四
七七	○・○三〇	○・○一三
七八	○・○二九	○・○一三
七九	○・○二九	○・○一三
八〇	○・○二八	○・○一三
八一	○・○二八	○・○一三
八二	○・○二八	○・○一三
八三	○・○二七	○・○一二
八四	○・○二七	○・○一二
八五	○・○二六	○・○一二
八六	○・○二六	○・○一二
八七	○・○二六	○・○一二
八八	○・○二六	○・○一二
八九	○・○二六	○・○一二
九〇	○・○二五	○・○一二
九一	○・○二五	○・○一二
九二	○・○二五	○・○一一
九三	○・○二五	○・○一一
九四	○・○二四	○・○一一
九五	○・○二四	○・○一一
九六	○・○二四	○・○一一
九七	○・○二三	○・○一一
九八	○・○二三	○・○一一
九九	○・○二三	○・○一一
一〇〇	○・○二三	○・○一〇

## 別記第一号(第四十五条関係)

## 予算様式

何年度(地方公共団体名)何事業会計予算

## (総則)

第1条 何年度何事業会計の予算は、次に定めるところによる。

## (業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## (1) 何々

## (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第1款	事業収益		千円
第1項	営業収益		千円
第2項	営業外収益		千円
第3項	特別利益		千円
		支 出	
第1款	事業費		千円
第1項	営業費用		千円
第2項	営業外費用		千円
第3項	特別損失		千円
第4項	予備費		千円

## (資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額何千円は当年度分損益勘定留保資金何千円、繰越(又は当年度)利益剰余金処分額何千円及び何々何千円で補てんするものとする。)

		収 入	
第1款	資本的収入		千円
第1項	企業債		千円
第2項	出資金		千円
第3項	他会計からの長期借入金		千円
第4項	固定資産売却代金		千円
第5項	何々		千円
		支 出	
第1款	資本的支出		千円
第1項	建設改良費		千円
第2項	企業債償還金		千円
第3項	他会計からの長期借入金償還金		千円
第4項	何々		千円

## (継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款 項	事業名	総 額	年 度	年割額
1何々	1何々	千円	年度	千円

## (債務負担行為)

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
		千円

## (企業債)

第7条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円		%	

(一時借入金)

第8条 一時借入金の限度額は、何千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第9条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 何々

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第10条 次に掲げる経費については、その(これらの)経費の金額を、(これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくは)それ(これら)以外の経費の金額に流用し、又はそれ(これら)以外の経費をその(これらの)経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

千円

(2) 交際費

千円

(3) 何々

千円

(他会計からの補助金)

第11条 何々のため何会計からこの会計へ補助を受ける金額は、何千円である。

(利益剰余金の処分)

第12条 繰越(又は当年度)利益剰余金のうち何千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 何々

(たな卸資産購入限度額)

第13条 たな卸資産の購入限度額は、何千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第14条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

種類	名称	数量
----	----	----

1 取得する資産

種類	名称	数量	処分の態様
----	----	----	-------

2 処分する資産

何年何月何日 提出

〔何都(道府県)知事〕〔何都(道府県)何市(町村)長〕

氏 名

(注) 1 業務の予定量については、水道事業又は工業用水道事業にあつては給水戸数又は給水事業所数、年間総給水量、一日平均給水量等を、軌道事業、自動車運送事業又は鉄道事業にあつては車両数、年間走行キロメートル、年間総輸送人員、一日平均輸送人員等を、ガス事業にあつては供給戸数、年間供給量、一日平均供給量等を、電気事業にあつては年間販売電力量等を、病院事業にあつては病床数、年間入院患者数及び外来患者数、一日平均入院患者数及び外来患者数等を記載するほか、主要な建設改良事業の概要を記載すること。

2 二以上の事業を通じて一の特別会計により経理する場合には、上記様式に準じて調製すること。

3 補正予算又は暫定予算は、この様式に準じて調製すること。

4 債務負担行為については、年度ごとに当該年度の限度額を記載すること。ただし、その性質上年度ごとの限度額の明らかでないものは、その総額を記載することができること。なお、限度額の金額の表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。

5 企業債については「起債の目的」は当該企業債資金によつて執行する事業の名称を、「利率」は年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行う場合においては、「利率」は文言で記載することができること。

- 6 重要な資産の取得及び処分については、「種類」は土地、建物等の別を、「名称」は不動産にあつてはその名称のほか所在地を、「処分の態様」は売払い、譲与、交換等の別を記載すること。

別記第二号（第四十六条関係）

別記第二号(第四十六条関係)

実施計画様式

何年度(地方公共団体名)何事業会計予算実施計画

収益の収入及び支出

収 入

款	項	目	予 定 額 (千 円)	備 考
1 事業収益	1 営業収益	1 何 々		
		2 何 々		
	2 営業外収益	1 何 々		
		2 何 々		
	3 特別利益	1 何 々		
		2 何 々		

支 出

款	項	目	予 定 額 (千 円)	備 考
1 事業費	1 営業費用	1 何 々		
		2 何 々		
	2 営業外費用	1 何 々		
		2 何 々		
	3 特別損失	1 何 々		
		2 何 々		
	4 予備費	1 予備費		

## 資本的収入及び支出

## 収 入

款	項	目	予 定 額 (千 円)	備 考
1 資本的 収入	1 企業債	1 何 々		
		2 何 々		
	2 出資金	1 何 々		
		2 何 々		
	3 他会計か らの長期 借入金	1 何 々		
		2 何 々		
	4 固定資産 売却代金	1 何 々		
		2 何 々		
	5 何 々	1 何 々		
		2 何 々		

## 支 出

款	項	目	予 定 額 (千 円)	備 考
1 資本的 支出	1 建設改良 費	1 何 々		
		2 何 々		
	2 企業債償 還金	1 何 々		
		2 何 々		
	3 他会計か らの長期 借入金償 還金	1 何 々		
		2 何 々		
	4 何 々	1 何 々		
		2 何 々		

別記第三号（第四十六条関係）

別記第三号(第四十六条関係)

給与費明細書様式

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)		
本 年 度		( )						
前 年 度		( )						
比 較		( )						

手 当 の 内 訳	区 分	何 手 当 (千円)							
	本 年 度								
前 年 度									
比 較									

- (注)1 報酬又は給料をもつて支弁される職員で予算の積算の基礎となつたものについて記載すること。  
 2 ( )内には、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十二條の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)について外書きすること。

## 2 給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分	昇 給 に 伴 う 増 加 分		
給 料		給 与 改 定 に 伴 う 増 減 分			
		昇 給 に 伴 う 増 加 分			
		そ の 他 の 増 減 分			
手 当		制 度 改 正 に 伴 う 増 減 分			
		そ の 他 の 増 減 分			

(注) 1 一般職の職員の給与について記載すること。

2 「説明」欄には、増減事由別内訳の金額の積算等を適宜記載するとともに、手当の制度改正に伴う増減分について当該手当の種類別の内訳を記載すること。

## 3 給料及び手当の状況

## (1) 職員1人当たり給与

区 分	職 種 (何 々 職)	職 種 (何 々 職)		
			平 均 給 料 月 額 (円)	平 均 給 与 月 額 (円)
年 月 日現在			平 均 給 料 月 額 (円)	
			平 均 給 与 月 額 (円)	
			平 均 年 齢 (歳)	
年 月 日現在			平 均 給 料 月 額 (円)	
			平 均 給 与 月 額 (円)	
			平 均 年 齢 (歳)	

## (2) 初任給

区 分	何々職(円)	何々職(円)	一般会計の制度		
			何々職(円)	何々職(円)	
高 校 卒					
大 学 卒					

## (3) 級別職員数

区 分	何々々 職			何々々 職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
年 月 日現在	何 級	( )	( )	何 級	( )	( )
	何 級	( )	( )	何 級	( )	( )
	計	( )	( )	計	( )	( )
年 月 日現在	何 級	( )	( )	何 級	( )	( )
	何 級	( )	( )	何 級	( )	( )
	計	( )	( )	計	( )	( )

(級別の基準となる職務)

区 分	何 級	何 級
何々々 職		

(4) 昇給

区 分		合 計	何 々 職	何 々 職			
本 年 度	職 員 数 (A)(人)						
	昇給に係る職員数 (B)(人)						
	号給数別内訳	2号給(人)					
		4号給(人)					
		6号給(人)					
		8号給(人)					
		何号給(人)					
	比 率 (B)/(A)(%)						
前 年 度	職 員 数 (A)(人)						
	昇給に係る職員数 (B)(人)						
	号給数別内訳	2号給(人)					
		4号給(人)					
		6号給(人)					
		8号給(人)					
		何号給(人)					
	比 率 (B)/(A)(%)						

## (5) 特殊勤務手当

区 分	全 職 種	職 種	職 種	備 考
給料総額に対する比率(%)				
支給対象職員の比率(%) ( 年 月 日現在)				
支給対象職員1人当たり平均支給月額(円)				
代表的な特殊勤務手当の名称				

## (6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
本 年 度	( )	( )	( )		
前 年 度	( )	( )	( )		
一般会計の制度	( )	( )	( )		

## (7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	そ の 他 の 加 算 措 置 等	備 考
支 給 率 等						
一般会計の制度 (支給率等)						

## (8) その他の手当

区 分	一 般 会 計 の 制 度 と の 異 同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当		
地 域 手 当		
住 居 手 当		
通 勤 手 当		

- (注) 1 一般職の職員の給与について記載すること。
- 2 「(1) 職員1人当たり給与」及び「(3) 級別職員数」は予算調製時及びその1年前の数値により、「(5) 特殊勤務手当」の支給対象職員の比率は予算調製時の数値により、それぞれ作成すること。
- 3 「(1) 職員1人当たり給与」は、短時間勤務職員以外の職員について作成すること。
- 4 「(1) 職員1人当たり給与」の「平均給与月額」は、期末手当、勤勉手当、退職手当及び寒冷地手当を除いて算定すること。
- 5 「(2) 初任給」、「(6) 期末手当・勤勉手当」及び「(7) 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当」の「一般会計の制度」又は「(8) その他の手当」の「一般会計の制度との異同」は、一部事務組合又は広域連合の経営に係る事業にあつてはそれぞれ「主たる構成団体の一般会計の制度」又は「主たる構成団体の一般会計の制度との異同」と、財務規定等のみを適用している事業(一部事務組合又は広域連合の経営に係るものを除く。)にあつてはそれぞれ「国の制度」又は「国の制度との異同」とすること。
- 6 「(2) 初任給」の「一般会計の制度」欄の「何々職」の区分は、当該事業会計において職員に適用される給料表に対応する一般会計の職員の給料表の区分によること。ただし、一般会計の職員の給料表において対応するものがなく、国の制度において対応する俸給表がある場合には、当該俸給表が適用される国家公務員について記載することとし、その旨注記すること。
- 7 「(3) 級別職員数」の〔 〕内には、短時間勤務職員について外書きすること。
- 8 「(3) 級別職員数」の「(級別の基準となる職務)」は、原則として、当該事業会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。
- 9 「(4) 昇給」の「職員数」欄には、短時間勤務職員以外の職員数を記載すること。
- 10 「(6) 期末手当・勤勉手当」は、管理又は監督の地位にある職員以外の職員について作成するものとし、「支給期別支給率」欄及び「支給率計」欄には当該職員の標準的な支給率を、これらの欄の〔 〕内には再任用職員の標準的な支給率をそれぞれ記載すること。

## 別記第四号（第四十六条関係）

別記第四号(第四十六条関係)  
継続費に関する調書様式

## 継続費に関する調書

款	項	事業名	全 体 計 画				前前年度 末までの 支払義務 発生額	前年度末 までの支 払義務発 生(見込) 額	当該年度 支払義務 発生予定 額	当該年度 末までの 支払義務 発生予定 額	翌年度以 降の支払 義務発生 予定額	継続費 の総額 に対する 進捗率
			年 度	年割額	左 の 財 源 内 訳							
					何 々	何 々						
1	何 々	1	何 々		千円	千円	千円	千円	千円	千円	%	
			計									

(注) 財源内訳欄には、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

## 別記第五号(第四十六条関係)

## 債務負担行為に関する調書様式

## 債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支 払 義 務 発 生 (見込)額		当該年度以降の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左 の 財 源 内 訳	
		期 間	金 額	期 間	金 額	何 々	何 々
	千円		千円		千円	千円	千円

- (注) 1 限度額の金額表示の困難なものについては、当該欄に文言で記載することができること。
- 2 財源内訳欄には、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

別記第六号(第四十七条関係)

継続費繰越計算書様式

何年度(地方公共団体名)何事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	何年度継続 費予算現額			支払義務発生 (見込) 額	残額	翌年度繰 越額	翌年度繰 越る財 源内訳		翌年度繰 越る要す な卸 購入 限度額
				予算 計上 額	前年 度繰 越額	計				何々	何々	
1何々	1何々		円	円	円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 法第26条第1項又は第2項の規定により継続費に係る支出予算の金額を繰り越したものについて必要がある場合には、「繰越額」とあるのは「繰越額」と読み替えるものとする。
- 2 翌年度繰越額に係る財源内訳欄には、継続費の翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源(当該年度における継続費の財源のうち翌年度に収入するものを含む。)の予定を記載すること。なお、財源については、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

別記第七号(第四十七条関係)

継続費精算報告書様式

何年度(地方公共団体名)何事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画			実 績			比 較		
				年割額	左の財 源内訳		支払義 務発生 額	左の財 源内訳		年割額と 支払義務 発生額の 差	左の財 源内訳	
					何々	何々		何々	何々		何々	何々
1何々	1何々			円	円	円	円	円	円	円	円	円
			計									

(注) 財源内訳欄には、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。

別記第八号(第四十七条関係)

繰越計算書様式

何年度(地方公共団体名)何事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項(第2項ただし書)の規定による建設改良費の繰越額(事故繰越額)

款	項	事業名	予 算 計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財 源内訳		不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
						何々	何々			
1何々	1何々		円	円	円	円	円	円	円	

- (注) 1 法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額と同条第2項ただし書の規定による事故繰越額とは、それぞれ別表として作成すること。
- 2 財源内訳欄には、翌年度繰越額に充てるべき翌年度における財源(当該年度における財源のうち翌年度に収入するものを含む。)の予定を記載すること。なお、この場合においては、企業債、損益勘定留保資金等財源の名称を具体的に記載すること。
- 3 説明欄には、繰越しの理由を記載すること。



(2) 資本的収入及び支出  
収 入

区 分	予 算 額						決 算 額	予 算 額 に 比 べ 決 算 額 の 増 減	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	継 続 費 通 次 繰 越 額 に 係 る 財 源 充 当 額	合 計			
第1款何々 第1項何々 第2項何々	円	円	円	円	円	円	円	円	

## 支 出

区 分	予 算 額							決 算 額	翌年度繰越額			不 用 額	備 考
	当 初 予 算 額	補 正 予 算 額	流 用 増 減 額	小 計	地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		地 方 公 営 企 業 法 第 26 条 の 規 定 に よ る 繰 越 額	継 続 費 通 次 繰 越 額	合 計		
第1款何々 第1項何々 第2項何々	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

資本的収入額が資本的支出額に不足する額何円は、当年度分損益勘定留保資金何円、繰越(又は当年度)利益剰余金処分額何円及び何々何円で補てんした。

- (注) 1 収入の決算額のうち、翌年度繰越額の財源に充当する金額がある場合には、これを収入の表の備考欄に記載すること。
- 2 通常の減価償却額をこえて減価償却を行なったときは、そのこえた金額を支出の表の備考欄に記載すること。

## 別記第十号(第四十八条関係)

## 損益計算書様式

		何年度(地方公共団体名)何事業損益計算書			
		( 年 月 日から		年 月 日まで)	
1	営業収益				
(1)	何々々	××××			
(2)	何々々	<u>××××</u>	××××		
2	営業費用				
(1)	何々々	××××			
(2)	何々々	<u>××××</u>	<u>××××</u>		
	営業利益(又は営業損失)				××××
3	営業外収益				
(1)	何々々	××××			
(2)	何々々	<u>××××</u>	××××		
4	営業外費用				
(1)	何々々	××××			
(2)	何々々	<u>××××</u>	<u>××××</u>		<u>××××</u>
	経常利益(又は経常損失)				××××
5	特別利益				
(1)	何々々	××××			
(2)	何々々	<u>××××</u>	××××		
6	特別損失				
(1)	何々々	××××			
(2)	何々々	<u>××××</u>	<u>××××</u>		<u>××××</u>
	当年度純利益(又は当年度純損失)				××××
	前年度繰越利益剰余金(又は前年度繰越欠損金)				××××
	その他未処分利益剰余金変動額				<u>××××</u>
	当年度未処分利益剰余金(又は当年度未処理欠損金)				<u>××××</u>

## 別記第十一号（第四十八条関係）

別記第十一号(第四十八条関係)

剰余金計算書様式

何年度(地方公共団体名)何事業剰余金計算書

( 年 月 日から 年 月 日まで)

	資本金	剰余金										資本合計
		資本剰余金				利益剰余金						
		再評価 積立金	受贈財産 評価額	寄附金	何々	資本剰余 金合計	減債 積立金	利益 積立金	何々 積立金	未処分利 益剰余金	利益剰余 金合計	
前年度末残高												
前年度処分額												
議会の議決による 処分額												
何々												
何々												
条例第 条による 処分額												
何々												
何々												
処分後残高										(繰越利益 剰余金)		
当年度変動額												
何々												
何々												
当年度純利益												
当年度末残高										(当年度未 処分利益剰 余金)		

(注)1 欠損金計算書は、この様式に準じて作成すること。

2 この計算書における△表記は、減少、損失又は欠損を示すものであること。

3 前年度処分額、当年度変動額の欄中「何々」とあるのは、処分、変動の内訳について事由(何々積立金の積立、欠損補填、出資の受入れなど)ごとに記載すること。

4 議会の議決による処分額の欄は、法第32条第2項から第4項の規定による議決による処分を行ったものについて、条例第 条による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、それぞれ記載するものであること。

別記第十二号(第四十八条関係)

剰余金処分計算書様式

何年度(地方公共団体名)何事業剰余金処分計算書

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高			
議会の議決による処分額			
何々			
何々			
条例第 条による処分額			
何々			
何々			
処分後残高			(繰越利益剰余金)

(注)1 欠損金処理計算書は、この様式に準じて作成すること。

2 この計算書における△表記は、減少又は欠損を示すものであること。

3 「何々」は、処分の内訳について事由(何々積立金の積立、欠損補填など)ごとに記載すること。

4 条例第 条による処分額の欄は、法第32条第2項及び第3項の規定に基づく条例の規定により処分を行ったものについて、記載するものであること。

## 別記第十三号(第四十八条関係)

## 貸借対照表様式

何年度(地方公共団体名)何事業貸借対照表

( 年 月 日)

資 産 の 部

1	固 定 資 産				
(1)	有形固定資産				
	イ 何 々	××××			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△××××</u>	××××		
	ロ 何 々	××××			
	減 価 償 却 累 計 額	<u>△××××</u>	<u>××××</u>		
	有形固定資産合計				××××
(2)	無形固定資産				
	イ 何 々		××××		
	ロ 何 々		<u>××××</u>		
	無形固定資産合計				××××
(3)	投資その他の資産				
	イ 何 々		××××		
	ロ 何 々		××××		
	貸 倒 引 当 金	<u>△××××</u>			
	投資その他の資産合計				<u>××××</u>
	固定資産合計				××××
2	流 動 資 産				
(1)	現 金 預 金				××××
(2)	未 収 金		××××		
(3)	貸 倒 引 当 金	<u>△××××</u>			××××
(4)	有 価 証 券				××××
(5)	貯 蔵 品				××××
(6)	短 期 貸 付 金		××××		
(7)	貸 倒 引 当 金	<u>△××××</u>			××××
(8)	前 払 費 用				××××
(9)	前 未 収 取 益 金		××××		
	貸 倒 引 当 金	<u>△××××</u>			××××
	そ の 他 流 動 資 産				<u>××××</u>
	流 動 資 産 合 計				××××
3	繰 延 資 産				××××
	資 産 合 計				<u>××××</u>

		負 債 の 部	
4	固 定 負 債		
(1)	企 業 債		
	イ 建設改良費等の財源に充て るための企業債	××××	
	ロ その他の企業債	<u>××××</u>	
	企 業 債 合 計		××××
(2)	他 会 計 借 入 金		
	イ 建設改良費等の財源に充て るための長期借入金	××××	
	ロ その他の長期借入金	<u>××××</u>	
	他 会 計 借 入 金 合 計		××××
(3)	リ ー ス 債 務		××××
(4)	引 当 金		
	イ 何 々 引 当 金	××××	
	ロ 何 々 引 当 金	<u>××××</u>	
	引 当 金 合 計		××××
(5)	そ の 他 固 定 負 債		<u>××××</u>
	固 定 負 債 合 計		××××
5	流 動 負 債		
(1)	一 時 借 入 金		××××
(2)	企 業 債		
	イ 建設改良費等の財源に充て るための企業債	××××	
	ロ その他の企業債	<u>××××</u>	
	企 業 債 合 計		××××
(3)	他 会 計 借 入 金		
	イ 建設改良費等の財源に充て るための長期借入金	××××	
	ロ その他の長期借入金	<u>××××</u>	
	他 会 計 借 入 金 合 計		××××
(4)	リ ー ス 債 務		××××
(5)	未 払 金		××××
(6)	未 払 費 用		××××
(7)	前 受 金		××××
(8)	前 受 収 益 金		××××
(9)	引 当 金		
	イ 何 々 引 当 金	××××	
	ロ 何 々 引 当 金	<u>××××</u>	
	引 当 金 合 計		××××
(10)	そ の 他 流 動 負 債		<u>××××</u>
	流 動 負 債 合 計		××××
6	繰 延 収 益		
	長 期 前 受 金		××××
	長期前受金収益化累計額		△××××
	繰延運営権対価		××××
	繰延運営権対価収益化累計額		△××××
	運営権者更新投資		××××
	運営権者更新投資収益化累計額		<u>△××××</u>

	繰延収益合計					<u>XXXXX</u>
	負債	債	合	資	本	<u>XXXXX</u>
					の部	
7	資本金					XXXXX
8	剰余金					
(1)	資本剰余金					
イ	再評価積立金				XXXXX	
ロ	受贈財産評価額				XXXXX	
ハ	寄附金				XXXXX	
ニ	何々				<u>XXXXX</u>	
	資本剰余金合計					XXXXX
(2)	利益剰余金					
イ	減債積立金				XXXXX	
ロ	利益積立金				XXXXX	
ハ	何々積立金				XXXXX	
ニ	当年度未処分利益剰余金				<u>XXXXX</u>	
	利益剰余金合計					<u>XXXXX</u>
	資本剰余金合計					<u>XXXXX</u>
	負債資本合計					<u>XXXXX</u>

## 別記第十四号(第四十八条関係)

## 事業報告書様式

何年度(地方公共団体名)何事業報告書

- 1 概況
  - (1) 総括事項
  - (2) 経営指標に関する事項
  - (3) 議会議決事項
  - (4) 行政官庁認可事項
  - (5) 職員に関する事項
  - (6) 料金その他供給条件の設定、変更に関する事項
- 2 工事
  - (1) 建設工事の概況
  - (2) 改良工事の概況
  - (3) 保存工事の概況
- 3 業務
  - (1) 業務量
  - (2) 事業収入に関する事項
  - (3) 事業費に関する事項
  - (4) その他主要な事項
- 4 会計
  - (1) 重要契約の要旨
  - (2) 企業債及び一時借入金の概況
  - (3) その他会計経理に関する重要事項
- 5 附帯事項
  - (1) 何事業の概況
- 6 その他
  - (1) 決算日後に生じた企業の状況に関する重要な事実
  - (2) その他

## 別記第十五号（第四十九条関係）

## 別記第十五号(第四十九条関係)

## キャッシュ・フロー計算書様式

何年度(地方公共団体名)何事業キャッシュ・フロー計算書

( 年 月 日から 年 月 日まで)

(直接法により作成する場合)

## 1 業務活動によるキャッシュ・フロー

原材料、商品又はサービスの購入による支出	△×××
人件費支出	△×××
その他の事業支出	△×××
営業収入	×××
負担金、補助金等収入	×××
何々	×××
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△×××
何々	×××

業務活動によるキャッシュ・フロー

## 2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××
無形固定資産の取得による支出	△×××
無形固定資産の売却による収入	×××
有価証券の取得による支出	△×××
有価証券の売却による収入	×××
国庫補助金等による収入	×××
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	×××
何々	×××

投資活動によるキャッシュ・フロー

## 3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一時借入れによる収入	×××
一時借入金の返済による支出	△×××
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	×××
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△×××
その他の企業債による収入	×××
その他の企業債の償還による支出	△×××
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	×××
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△×××
その他の他会計借入金による収入	×××
その他の他会計借入金の返済による支出	△×××
他会計からの出資による収入	×××
何々	×××

財務活動によるキャッシュ・フロー

資金に係る換算差額	×××
資金増加額(又は減少額)	×××
資金期首残高	×××

資金期末残高	×××
(間接法により作成する場合)	
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	×××
減価償却費	×××
減損損失	×××
貸倒引当金の増減額(△は減少)	×××
長期前受金戻入額	△×××
受取利息及び受取配当金	△×××
支払利息	×××
為替差損益(△は益)	×××
有形固定資産売却損益(△は益)	×××
未収金の増減額(△は増加)	×××
未払金の増減額(△は減少)	×××
たな卸資産の増減額(△は増加)	×××
何々	<u>×××</u>
小計	×××
利息及び配当金の受取額	×××
利息の支払額	△×××
何々	<u>×××</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	<u>×××</u>
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△×××
有形固定資産の売却による収入	×××
無形固定資産の取得による支出	△×××
無形固定資産の売却による収入	×××
有価証券の取得による支出	△×××
有価証券の売却による収入	×××
国庫補助金等による収入	×××
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	×××
何々	<u>×××</u>
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>×××</u>
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	×××
一時借入金の返済による支出	△×××
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	×××
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△×××
その他の企業債による収入	×××
その他の企業債の償還による支出	△×××
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	×××
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の返済による支出	△×××
その他の他会計借入金による収入	×××
その他の他会計借入金の返済による支出	△×××
他会計からの出資による収入	×××
何々	<u>×××</u>

---

財務活動によるキャッシュ・フロー	×××
資金に係る換算差額	×××
資金増加額(又は減少額)	×××
資金期首残高	<u>×××</u>
資金期末残高	×××

---

別記第十六号(第四十九条関係)

収益費用明細書様式

## 収 益 費 用 明 細 書

款	項	目	節	金 額	備 考
収 益 合 計				円	
費 用 合 計					

- (注) 1 各部の款項目節は、勘定科目の区分によること。  
2 令第17条第1項第8号に規定する議会の議決を経なければ流用できない費用については、備考欄にその予算額を掲記すること。  
3 収益、費用は、それぞれ別紙とするも差しつかえないこと。

別記第十七号(第四十九条関係)

固定資産明細書様式

(1) 有形固定資産明細書

資産の 種類	年 度 当 初 現 在 高	当年度 増加額	当年度 減少額	年度末 現在高	減価償却累計額			年度末償 却未済高	備 考
					当年度 増加額	当年度 減少額	累計		

(2) 無形固定資産明細書

資 産 の 種 類	年 度 当 初 現 在 高	当 年 度 増 加 額	当 年 度 減 少 額	当 年 度 減 価 償 却 高	年 度 末 現 在 高	備 考
計						

- (注) 1 貸借対照表に掲げる資産の科目の種類別に記載すること。  
 2 種類別による資産の科目の総額が一万円に満たないものについては、「その他」として一括して記載することができること。  
 3 著しい増減については、その理由を備考欄に記載すること。  
 4 第14条第3項の規定により管理者が減価償却の方法を定めている場合は、その具体的内容を備考欄に記載すること。

別記第十八号(第四十九条関係)

企業債明細書様式

## 企業債明細書

種類	発行年月日	発行総額	償還高		未償還残高	発行価額	利率	償還終期	備考
			当年度償還高	償還高累計					
計					( )				

- (注) 1 建設改良費等の財源に充てるための企業債とその他の企業債は、種類の欄で区分すること。
- 2 利率の欄には、年利により記載すること。なお、利率見直し方式による借入れを行った場合は、文言で記載することができること。
- 3 借入条件について著しい異動があった場合は、その内容を備考欄に記載すること。
- 4 計の欄の( )内には、償却原価法適用後の未償還残高の合計額を記載すること。

別記第十九号（第五十条関係）

別記第十九号(第五十条関係)

試算表様式

(地方公共団体名)何事業試算表  
年 月 日

借 方			勘 定 科 目	貸 方		
残 高	合 計			合 計		残 高
	累計	当月		当月	累計	
円	円	円	何 々	円	円	円
			何 々			
			合 計			

別記第二十号(第五十一条関係)

地方公営企業法適用状況異動報告書の様式  
地方公営企業法適用状況異動報告書

団 体 名			適用事業名		所在地	
法適用(変更)年月		年 月 日	適用方法		施設 の 概 要	
職 員 数			事業認可年月日	年 月 日		
損益勘定所 属部門	事務職員		事業着手年月日	年 月 日		
	技術職員		事業完成年月日	年 月 日		
	その他		営業開始年月日	年 月 日		
資本勘定所 属部門	事務職員		その他参考事項			
	技術職員					
	その他					
計						
組 織 図						

地方公営企業法施行令第28条第2項の規定に基づき、上記のとおり報告いたします。

年 月 日

地方公共団体の長の職及び氏名



総務大臣 殿